

1. 平成23年第6回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成23年10月5日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について

日程4 議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

日程7 議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

日程8 議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

日程9 議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程10 議案第95号 平成22年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程11 議案第96号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程12 議案第97号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程13 議案第98号 平成22年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程14 議案第99号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程15 議案第100号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程16 議案第101号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程17 議案第102号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程18 議案第103号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

日程19 議案第104号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について

日程20 議案第105号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程21 議案第106号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程22 議案第107号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程23 議案第108号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程24 議案第109号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程25 議案第110号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第111号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第112号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第113号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第114号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第115号 平成22年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程31 議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程32 議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）
- 日程33 議案第124号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）
- 日程34 議案第125号 権利の放棄について
- 日程35 陳情第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情
- 日程36 陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書
- 日程37 要望第2号 免税軽油制度の継続を求める要望について
- 日程38 議発第12号 議員派遣について
- 日程39 議発第13号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程40 議報告第7号 中間報告について（行財政改革特別委員会、過疎・辺地総合対策特別委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程40まで

日程41 議案第128号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）

日程42 議発第14号 免税軽油制度の継続を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷲見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔

17番 池田喜八郎

19番 美谷添生

21番 金子智孝

18番 森藤雅毅

20番 田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 日置敏明

教育長 青木修

総務部長 服部正光

農林水産部長 野田秀幸

建設部長 武藤五郎

教育次長 常平毅

消防長 川島和美

国保白鳥病院
事務局長 日置良一

副市長 鈴木俊幸

市長公室長 田中義久

健康福祉部長 布田孝文

商工観光部長 蓑島由実

環境水道部長 木下好弘

会計管理者 山下正則

郡上市民病院
事務局長 猪島敦

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長
補佐 河合保隆

議会事務局
議会総務課長 丸井秀樹

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、全員の御出席をいただきました。また、日置市長を初め執行部におかれましても全員御出席のようでございます。

議員の皆様には、9月9日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございました。いよいよ最終日を向かえることになりました。よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、2番 田中康久君、3番 森喜人君を指名をいたします。

◎議案第87号から議案第92号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例から、日程7、議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてまでの6件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第92号までの6件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6件は、所管の各常任委員会に付託をしてあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） おはようございます。

9月9日開催の平成23年第6回郡上市議会定例会において、付託されました条例議案6件、決算認定議案12件、その他の議案3件、陳情1件について、9月16日、20日の2日間、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については、主な内容を報告します。

条例議案関係の報告をさせていただきます。

議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び企画課長から、市の自主運行バス路線に鮎立線、美並北ルート、美並南ルート、美並八幡線、土京線、鹿倉線、田平・美山線の7路線を追加すること、石徹白線の起点を美濃白鳥駅から白鳥庁舎としてルートを変更し、11月1日から運用を開始するための改正であるとの説明がありました。

委員から、路線の新設による車両の新規導入について質問があり、現行の福祉バス等で利用している車両をそのまま移行させるため、新規の導入はなく、今後は通常の年度計画に基づき更新していくとの説明がありました。

また、財政面での国、県からの運行支援について質問があり、現行の補助制度等は維持されるものと考えており、制度を注視していくとの説明がありました。

また、これまで無料であった福祉バスから有料になることによって、どのくらいの利用者に影響があるのかとの質問があり、平成22年度の利用者は8,355人であり、これまでは高齢者や障がい者しか利用できなかったが、運用後は何人でも利用でき、便数も多くなるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法等の改正に伴い、個人住民税の寄付金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げること、不申告等に対する過料額を3万円以下から10万円以下に引き上げること、不申告等に対する過料の条項を新設すること、また、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例を延長すること、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する固定資産税の減額措置を延長すること、東日本大震災の被災者に係る雑損控除の特例を新設すること、同じく住宅ローン減税の適用期限の特例を新設すること、上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例を延長することを内容とする改正であるとの説明がありました。

委員から、固定資産税家屋の課税客体の把握方法について質問があり、家屋は申告制度となっていないため、登記された家屋については法務局からの異動通知により確認し、登記していない増改築家屋などは、職員が直接市内を回って確認に努めているとの説明がありました。

また、委員から、入湯税に係る不申告について、罰金刑が過料に変更となったことについて質問があり、入湯税は地方税法に過料の規定がないため、これまで自治法の規定を適用して3万円以下の罰金としていたが、自治法が改正されて5万円以下の過料が設けられたことにより改正するとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

建設部長より、白鳥町泉町公園の新設に伴い条例に施設を追加するとの説明がありました。

委員から、設置場所について質問があり、白鳥郵便局の北側に位置し、10月28日までの工期で事業を進めているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

社会福祉課長より、上位法である「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正に伴い、本条例も弔慰金を受け取れる遺族の範囲を死亡した者と死亡当時に同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹に広げるための条例改正であるとの説明がありました。

委員より、今後、家族関係の変化により、遺族の対象範囲がふえることも考えられるが、今後どのようなのかとの質問があり、上位法の改正等により対応していくとの回答がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。

教育次長及び社会教育課長から、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定に向けて、昨年度八幡市街地の北町エリアの13地区について調査を実施して文化庁に報告し、現在、地区同意をお願いしているとの説明がありました。

委員から、県内の状況について質問があり、岐阜県においては、白川村萩町、高山市三町、高山市下二之町大新町、恵那市岩村町、美濃市美濃町の5地区であるとの説明がありました。

また、これからのスケジュールについて質問があり、今後、伝統的建造物群保存地区保存審議会の立ち上げ、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画の策定や都市計画審議会での保存地区決定、伝統的建造物所有者の合意、修理・修景基準の作成、許可基準の作成、防災面の補助制度等の検討を進め、来年9月の文部科学省の文化審議会までに申し出を行いたいとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約について。

市長公室長から組合事務所の所在地を特定するための改正及び岐阜県町村会役員の選出方法が改められたことに伴い、組合議会の組織のうち、従来の各郡町村会長の9人を岐阜県町村会が推薦する町村長9人に改めるとの説明がありました。

委員から、組合を組織する市町村の都合により、特別職の脱退は可能であるかとの質問があり、一部の職員の脱退は認められていないとの回答がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

9月9日開催の平成23年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました、条例1件、決算認定関係4件、要望1件について、9月16日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例関係。

議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、現在整備中の白鳥泉町公園について、名称及び位置等に関する規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、既存の白鳥ふれあい広場公園との関連等について質問があり、合併時に美濃白鳥駅周辺4カ所の公園を白鳥ふれあい広場公園として統合した公園の一部を、今回市道泉町線の新設改良に伴い、社会資本整備総合交付金の補助事業のメニューの中から、まちづくり委員会の意見を含めて公園を整備するとの説明がありました。

また、公園整備の目的と必要性について質問があり、市としては原則的には公園を減らす方向であるが、今回は、機能アップという趣旨で補助事業による整備であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） おはようございます。文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

9月9日開催の平成23年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました、条例議案3件、決算認定関係7件、陳情関係1件について、9月16日、20日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

本件については、文教民生常任委員会の所管に関する附則のみ審査を行いました。

健康福祉部長から、これまで高鷲、美並、和良地域で運行していた福祉バスが自主運行バスに変わるため、自主運行バス設置条例の一部を改正する条例の附則において、郡上市高鷲地域機能回復訓練用送迎バスの設置及び管理に関する条例等を廃止するとの説明を受けました。

委員から、路線は以前と同じルートであるかとの質問があり、若干の変更はあるが、美並及び和良において一部延伸しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては本条例改正の附則については、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、平成23年3月11日に発生した地震の教訓を踏まえ、上位法である「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正に伴い、本条例も弔慰金を受け取れる遺族範囲を死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹まで広げるための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、弔慰金額の変更はないかとの質問があり、変更はなく、条例第5条に明記してあるように、生計を主として維持していた者は500万円、その他の者は250万円となっており、この額は国に準じた額であるとの説明がありました。

委員から、内縁関係の者も支給の対象となるのかとの質問があり、上位法にも明記されており、支給対象であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。

社会教育課長から、これまで重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて進めてきた郡上八幡北町地区で、核となる上柳町、中柳町、下柳町、職人町、鍛冶屋町と、核となる区域をつなぐ大手町において地区の合意がとれたので、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他の保存のために必要な措置を定め、伝統的景観を保存するための条例制定である。また、条例内容については、文化庁が示す標準条例を基に作成したとの説明を受けました。

委員から、審議会はいつごろ立ち上げるのかとの質問があり、文化庁には条例を公布した日から20日以内に報告することとなっており、その後に立ち上げたいと考えているとの説明がありました。

委員から、第13条の違反者への罰金5万円以下という金額の根拠と、第10条の損失の補償は本当に必要なのかとの質問があり、罰金は標準条例で示されている金額で、美濃市や高山市も同様の5万円である。損失の補償についても、標準条例に沿った形で策定する必要があるため入れているとの説明がありました。

委員から、観光客誘致も大切だが、実際に生活している住民のための条例でなければいけないので、そうした点での説明はどのようになっているのかとの質問があり、新築、改修等の場合は、許可を受けなければならないが、補助金が受けられるし、固定資産税は免除となるので、今後も住み続けると考えればよい制度ではないかという説明をしているとの説明がありました。

委員から、補助金を受けた後に廃墟となった場合、補助金返還は必要なのかとの質問があり、取り壊さなければ補助金返還の対象にはならないとの説明がありました。

委員から、今後の保存に向けての市の予算措置の考え方について質問があり、国から半分の補助があり、後世へ文化財を保存し続けるという目的であるので、通常の国庫補助事業のような5年や10年の間で一度に整備する必要はない。そのため市の財政状況を考え、毎年度調整しながら予算措置を講じる予定であるとの説明がありました。

委員から、市内に在住していない伝統的建造物の所有者にも同意は得ているのかとの質問があり、事前に説明資料を送付してあるが、お盆等で帰郷の折に直接説明に伺っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第89号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第92号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

日程8に入る前に、お手元に正誤表が配付してありますので、総務部長より説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 大変申しわけございません。正誤表ということでございますが、平成22年度の郡上市の歳入歳出決算書、特別会計の関係でございまして、これにおいて誤りがあったということでございます。それで、まず、宅地開発特別会計において2件の誤りということでございます。項としまして319項でございまして、これにおいては小数点の位置の間違いということで大変

申しわけございません。

また、下川財産区において328項でございます。ここにおいても2件の間違いでございますが、公有財産の関係で土地及び建物というところの土地の前年度末現在高と、それと決算年度中増減高というところで、ここに誤りがございましたので、お願いいたします。

続いて、その次のページでございます。これは、郡上市の水道事業剰余金計算書の関係でございますが、ここにおいて6件の間違いがございました。

まず上から未処分の利益剰余金ということで、当年度純利益1行目と、続いて同じく1行目ということで4件ございます。そのほかに、6項において2件、10項において2件でございます。また、23項においても、水道事業会計の関係でございますが、支出の部分、資本的支出1行目ということで2件ほどございます。

また、その次のページでございます。平成22年度の郡上市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてということでございます。この2ページの上段から2段目というところでございますが、21年度になってございますが、正しくは22年度ということでよろしく願いいたします。

以後、こういうことのないように気をつけますので、よろしく願いいたします。

◎議案第93号について（委員長報告・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） それでは、日程8、議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、決算認定特別委員会に付託をしてあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） それでは、報告をさせていただきます。

平成23年決算認定特別委員会報告書でございます。

最初に訂正をお願いいたしますが、中ほどに「障害者」という字句が出てきますけれども、これは漢字で入っておりますが、平仮名に訂正をお願いいたします。それでは、お願いします。

9月9日、平成23年第6回郡上市議会定例会第1日に付託されました議案第93号 平成22年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、9月26日及び9月27日に決算認定特別委員会を開会し、審査を行いました。

委員長に、私、村瀬弥治郎、副委員長に鷺見馨委員を選出後、予算の款、項ごとに説明を求め、審査を行いましたので、その経過の概要並びに結果について報告をいたします。

歳入決算について。

不納欠損のうち、即時消滅についての質問があり、滞納者の死亡や法人の解散など、徴収できないことが明白である場合に取り扱うものであるとの説明がありました。

不納欠損の内訳について質問があり、倒産したことにより実態がない法人に対する約2,460万円の固定資産税が課税から5年以上経過し時効を迎えたため不納欠損としたことが増額となった大きな要因との説明がありました。

高額滞納がある法人への対応について質問があり、滞納がある法人が所有する物件には、担保などが入っているため、差し押さえを行うと金融機関などが債権回収を行い、法人が存続できなくなるおそれがある。勤務される市民の方も大勢おられることから、現在は分納という形で納税をお願いし、年間数百万円の納税をしていただいているとの説明がありました。

分納誓約期間が終了した滞納者について質問があり、市県民税の徴収が困難な約100名、金額にして約4,000万円分について今年度から地方税法に基づき県に徴収を委託しているが、分納誓約を行っている県への引き継ぎができないため、分納誓約終了という処理を行ったとの説明がありました。

税の徴収に当たって、他の徴収機関との連携について質問があり、県に滞納分の徴収を依頼している。また、税の徴収技術を学ぶため県に職員を派遣しているとの説明がありました。

徴収率向上のための方策についての質問があり、4名の徴収員が嘱託し、2班編成で滞納者を訪問して納税をお願いしている。平成21年度と比較して徴収率が上がっており、効果が出ていると思われるため、当面は、この体制を継続したい。また、広報やケーブルテレビを活用し、納税の啓発も行っているとの説明がありました。

生活困窮者に対する徴収について質問があり、公平性の観点から徴収は当然行うが、一度に払えない滞納者に関しては分納という制度もあり、配慮は行っているとの説明がありました。

住宅使用料の滞納についての質問があり、滞納が発生した場合は、訪問による徴収や督促状の発送などを行っているが、それでも納付されない場合は、保証人に対しても通知や徴収を行うことを検討しているとの説明がありました。

住民基本台帳カードの交付状況について質問があり、近年の交付枚数はほぼ横ばいで推移している。また、用途は主に確定申告のインターネット申告用と思われるとの説明がありました。

火葬場の運営について質問があり、セレモニーホールの開業に伴い、利用が八幡と白鳥に集中する傾向にある。市民の動向や今後の高齢化社会を想定して、運営方法の検討を進めているとの説明がありました。

関連して、市所有の霊柩車について質問があり、セレモニーホールのある八幡と白鳥以外の庁舎等5カ所に配置してある。今後の配置については、火葬場の運営ともあわせて検討したいとの説明がありました。

給食費の滞納について質問があり、ここ二、三年は増加傾向であるが、決算後にも滞納整理を努めており、9月半ばまでに約34万円の納付があったとの説明がありました。

また、関連して子ども手当からの天引きについて質問があり、今年度は保育料や給食費等について、保護者からの申し出も含めて10月分から徴収が可能になるとの説明がありました。

働く知的障がい者の生活指導促進事業補助金について質問があり、知的障がい者を雇用し、住居も提供している事業所が対象となっており、平成22年度は1件が対象であるとの説明がありました。

岐阜菌床シイタケ農業協同組合が使用していた土地の賃借料について質問があり、シイタケ栽培を継承した新たな使用者と10年間の賃貸借契約を締結しているが、平成22年度までは無償で貸す契約となっている。現在、菌床シイタケの値段が安いため、栽培の再開はまだされていないとの説明がありました。

土地建物貸付収入の滞納について質問があり、主なものは、破産した法人に貸していた土地や建物の賃借料の未納分であるとの説明がありました。

土地建物売払収入の滞納について質問があり、赤線の売り払いに対する未納であるが、7月に全額入金されたとの説明がありました。

立木売払収入の内訳について質問があり、八幡地域とあるのは、小那比ナカソレ市有林で実施をした実証試験地の伐採、高鷲地域は、市有地における中部電力の工事に係る支障木の伐採による売り払いである。また、市有林とあるのは、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業に係る売払収入であるとの説明がありました。

財源対策債の交付税算入率について質問があり、平成7年度から平成13年度に借り入れたもののうち、義務教育施設や一般廃棄物処理施設の整備に対して借り入れたものは100%、それ以外については80%、平成14年度以降に借り入れたものは50%となっているとの説明がありました。

歳出決算について。

議会費。

議会費の不用額の内訳について質問があり、主な要因として、旅費と使用料は一部の特別委員会で視察を行わなかったためであり、委託料は議事録作成委託の入札差金によるものであるとの説明がありました。

総務費。

自治会組織等活性化事業の不用額について質問があり、視察研修を取りやめたことや、印刷製本費の節減を行ったことによるものであるとの説明がありました。

行政改革推進審議会の開催回数について質問があり、当初は4回を予定していたが、諮問事項がなく、市からの報告事項のみであったため2回となったとの説明がありました。

郡上学構築懇談会事業の不用額について質問があり、人材データブック作成経費が不用となった

ためであるとの説明がありました。

ふれあい交流事業の強化について質問があり、結婚相談員の増員も検討しなければならないが、今年度の新たな試みとしては、地域振興事務所長をサポートとして情報提供などの役割を充てており、その結果を見ながら新年度の体制を考えたいとの説明がありました。

集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業について質問があり、初年度は50万円、2年目以降は20万円を上限として最長で3年間継続できることとしている。また、旧町村内で複数の地区が対象になる場合も同年度内で支援できる体制もとっていききたいとの説明がありました。

交通安全協会負担金の人口割について質問があり、道路を使用するのは市民だけではないが、交流人口を含め、すべての道路利用者の把握が困難なため、人口で配分しているとの説明がありました。

交通安全対策施設整備事業について質問があり、各地域からの要望や交通安全協会によるパトロールで発見された危険箇所などを前年度中に取りまとめて予算計上しているとの説明がありました。

情報管理費の情報管理事務経費の不用額について質問があり、行政・地域公共・教育ネットワークシステム保守契約において入札差金が発生したためであるとの説明がありました。

旅券発行の実績について質問があり、平成22年度2月から3月までが167件、平成23年度4月から8月までが344件あり、1日平均で約3.5件の申請があったとの説明がありました。

市税過誤納還付金について質問があり、今年度の還付の主な原因は個人市民税で、生命保険の年金型でもらっている方が所得税と相続税の二重課税であるとの判決が出たことにより多額の修正申告が発生したためである。

また、法人市民税には、前年度の納税額を基に中間納付を行う制度があるため、前年度より営業成績が悪い場合は、決算時に還付金が発生するとの説明がありました。

民生費。

身体障害者福祉協会への補助金について質問があり、補助金額が十分でないのは承知しているが、厳しい財政の中で減額している団体もあるが、会員1人当たり1,100円の補助を維持しているとの説明がありました。

敬老会事業の見直しについて質問があり、本来の趣旨は地域の方が集まって高齢者に敬意をあらわす会を行うことであったが、近年は記念品の贈呈のみで終わっている地域もあるため、事業のあり方については検討課題としているとの説明がありました。

障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業について質問があり、障害者自立支援法の改正に対して事業者が対応できるよう、平成18年度から平成20年度までの予定でこの事業が始まっているが、法改正が進んでいないため平成23年度まで延長されているとの説明がありました。

乳幼児等医療費助成事業について質問があり、事業開始前には安易な受診がふえるのではないかと心配されたが、今のところ過度な受診はない様子である。今後も常識的な受診をお願いしていくとの説明がありました。

シルバー人材センターの運営について質問があり、受注件数及び契約金額は増加しているが、受注している業務の内容は野外の作業が多く、会員によっては希望する仕事につけないことも考えられる。仕事を請け負うだけでなく、独自の事業ができないか、調査研究を行っているとの説明がありました。

延長保育対策事業費が昨年より増額になっていること、また返還金が発生していることについて質問があり、平成21年度より381万円増額となった理由は、平成21年度分の償還金があったためであり、私立保育園の延長保育事業に係る保育士の確保ができなかったことにより、補助対象から外れ返還金が発生したとの説明がありました。

生活保護扶助経費について質問があり、補助率は国が4分の3、市が4分の1であるが、個々の基準額についてはさまざまな要件で細分化されている。認定に当たっては、民生委員の意見を聞く場合もある。認定後は民生委員が定期的に訪問するなど連携をとっているとの説明がありました。

生活支援給付経費の支給対象者について質問があり、中国残留邦人に対する国の帰国事業で帰って来られた方が対象者である。本人と配偶者に限られるとの説明がありました。

衛生費。

食育推進事業について質問があり、食育推進協議会の開催とダイジェスト版冊子の作成を行ったとの説明がありました。

緊急雇用事業の不法投棄防止対策事業について質問があり、不法投棄のパトロールと回収、外来植物の駆除を行ったとの説明がありました。

予防接種事業の子宮頸がんの実績について質問があり、予防接種は1人3回必要であり、延べ接種回数は468回であったので、接種率は21%であるとの説明がありました。

焼却施設解体事業について質問があり、中部清掃センターのダイオキシン、アスベスト、PCBの調査、解体発注仕様書の作成を行った。解体後の跡地利用計画をつくり、循環型社会形成推進交付金を受けて進めていく方向で検討しているとの説明がありました。

妊婦健診・乳幼児健診について質問があり、郡上市では乳幼児の3・4カ月健診は100%受診している。妊婦健診は病院で行われており、病院から連絡が入るので連携をとっているとの説明がありました。

成人歯科検診、骨粗しょう症検診の実績について質問があり、成人歯科検診は当初80名を見込んでいたが、実績は60名であった。骨粗しょう症検診は対象者が2,149名に対して集団検診で407名、医療機関健診で50名、合計457名を見込んでいたが、実際は集団検診で264名、医療機関健診で26名、

合計290名の受診であったとの説明がありました。

これに対して医療費削減にもつながるため、検診の一層の周知徹底を図られるよう要望がありました。

最終処分場管理で市島埋立場の現状と今後の見通しについて質問があり、現在の残容量は1万1,230立方メートルあり、平成22年度の搬入量は403トンであった。このままのペースだとあと30年ほど搬入できる計算となるとの説明がありました。

一般廃棄物収集費において、ごみ袋販売手数料とごみ袋販売枚数について質問があり、販売手数料は674万8,390円、ごみ袋は委託販売と窓口で販売しており、可燃ごみの大が90万3,060枚、小が39万7,100枚、資源ごみの大が19万5,730枚、小が3万730枚、事業用が2万6,053枚であるとの説明がありました。

農林水産業費。

学校給食地産地消推進事業における地元産の供給割合について質問があり、平成22年度は17.31%であり改善している。生産農家を登録し、学校給食との一体的な取り組みの中で市全体への供給が可能となり、供給割合が向上したとの説明がありました。

中山間地域等直接支払交付金の会計管理及び返還金について質問があり、地元団体の通帳管理をしているが、暦年での収支報告（課税処理）と事業年度での実績報告を行うたびに、通帳の写しを市へ提出していただき、繰越金の確認をしている。国の制度上は、繰越金は認められており、公共事業の地元負担に備えて繰り越ししている場合もあるが、できるだけ2期繰越分を消化してから3期分の交付金を使用するよう指導している。返還金については、公共事業での一時転用等で面積が減った分の返還金であるとの説明がありました。

〔重点雇用事業〕繭の里郡上支援事業の期間と事業内容について質問があり、経済対策として雇用を創出するもので、国の単年度事業である。なお、事業効果を高めるため、平成23年度も市単独事業として継続している。事業内容は、養蚕の伝承と情報発信と繭製品の製造と販売などを行っているとの説明がありました。

市民農園管理運営経費と交流施設管理費における施設借地料について質問があり、長期借地についてはできるだけ買う方向としたいが、個々の案件で事情が異なり、なかなか進まないのが現状であるとの説明がありました。

交流施設管理費の油坂コテージ修繕の負担金について質問があり、凍結による給湯器破裂の修繕負担で41万1,000円であるとの説明がありました。

家畜人工受精事業について質問があり、畜産課職員3名と高鷲と白鳥地区で3名に委託して対応している。その他農家の方が個人で資格をとり、自分で行っている方が数名いる。平成22年度は、市の委託分もあわせて1,240頭行い、受胎率は82.7%である。経費は1回につき技術料4,000円と精

液代が必要となるとの説明がありました。

稲わら対策と肉牛価格についての質問があり、市内の肥育農家1戸が東北産の稲わらを使用していましたが、放射性物質は検出されなかった。現状としては約6割が県内産のものである。肉牛の価格については、稲わらに放射性物質が確認されたと報道がされて以降、キロ単価で250円程度下がっている。肉牛の放射性物質全頭検査が開始されてから1カ月ほどたっているが、相場は上がっていない。国も風評被害は損害賠償の対象となるという見解であり、県農協中央会に協議会を立ち上げ、東京電力に損害賠償を求めていくことが基本との説明がありました。

飛騨牛雌牛保留対策事業における飛騨牛の割合について質問があり、飛騨牛の定義は、県内で14カ月以上飼育し、かつ他の地での飼育期間より長く県内で飼育され、枝肉がA3、B3以上の肉質であることが条件であり、どこで生まれたかは問われない。雌牛保留対策は、岐阜県の種牛から優秀な系統を残し、ブランド力を高めていくためであるとの説明がありました。

牧場管理経費における単独収支と動産の今後の方向についての質問があり、収入は放牧料、肥育牛の販売で2,613万5,000円、支出は、日々雇用職員給与を含め3,040万5,000円で427万円の赤字である。放牧料を下げたりして使いやすくした結果、収支はかなり改善されている。牧場経営の補てんとして動産を扱っているが、市が畜産農家と競合するのは問題視もされているとの説明がありました。

これに対して、市が動産を持つことは疑問に思う。今後の課題としていただきたいと意見がありました。

森林病虫害防除事業のまき割り機借り上げ料について質問があり、業務用の機械を借りているので購入すると高額であることと、ナラ枯れにより伐採された木を割るもので、使用期間は2週間ほどであるため借りていたとの説明がありました。

森林資源循環プロジェクト事業の効果について質問があり、作業道が入らない山の奥で、集材機を使った搬出の効果とコストを県林政課と森林研究所で現在分析中である。木材販売代金は、ヒノキの50年生が1立方メートル当たり約1万5,000円で、合計は約960万円であったとの説明がありました。

商工費。

道の駅管理経費において、指定管理料、委託料の基準について質問があり、基本的にはトイレや駐車場の共有部分については指定管理者が50%、情報コーナーは市が100%、収益部門は指定管理者で負担している。その他、それぞれの道の駅の形態により指定管理料に取り決めがあるとの説明がありました。

関連して旧庁舎記念館の指定管理について質問があり、産業振興公社が管理している旧庁舎記念館は、指定管理者の全体の利益の中で運営できると判断しているので、他の地域の道の駅とは切り

離して考えていいとの説明がありました。

これに対して、旧庁舎記念館は、八幡における道の駅的存在と考えるので、経費負担について今後の検討課題としていただきたいとの要望がありました。

土木費。

繰越事業により次年度事業の発注への影響について質問があり、できるだけ年度内に事業を終わらせたいが、交付金などの関係もあって繰越事業となる場合があると毎年繰り越してずれ込んでいくことになる。業者には、切れ目なく工事が発注されていくことになるとの説明がありました。

消防費。

瞬時警報システムの音声について質問があり、気象庁から直接来る音声情報なので市で調整することはできないが、わかりやすい情報提供機能になるよう要望していきたい。また、今年9月からメール配信にて防災等の情報提供を行っている。市民の皆様も登録して活用していただきたいとの説明がありました。

教育費。

中体連の補助金について質問があり、選手と指導者の旅費及び宿泊費を対象としているとの説明がありました。

夢づくり教育事業について質問があり、学校規模と計画内容によって4万円から10万円と補助額が違う。白鳥中学校は、中高一貫教育を取り入れた活動のため平成22年度は21万円とした。内容は、短歌づくり、スキー教室、稲作体験等、地域の実情に応じた体験活動を行っているとの説明がありました。

郡上学一小学生体験活動推進事業について質問があり、自然と親しめる地元の施設を利用して、宿泊体験研修を行った。小学5年生と中学1年生を対象としており、中学生は大日ヶ岳登山を行ったところもあるとの説明がありました。

学習支援センター事務経費がふえていることに質問があり、指導員を1名増員しているためであるとの説明がありました。

教材備品購入事業について質問があり、個人にわたるものは、保護者からの教材費の集金や学級費の集金を行っている。徴収金についてはPTAと相談して保護者の負担増にならないようにしており、PTA会費から助成を受けているところもある。大変だという声も聞いてはいるが、節約していこうと思えばできる部分でもあり、本当に必要なものについては学校で検討するよう指導をしている。本当に必要なものについては、予算措置をしていくとの説明がありました。

社会教育団体育成事業のうち、郡上市女性の会活動補助金について質問があり、平成22年度の実績は郡上市女性の会員の本会と八幡の女性の会と和良の女性の会へ補助金を出している。女性の会がない地域には女性活動団体にも補助できるようにしており、地域教育課や公民館を通じて申請を

受け付けているとの説明がありました。

これに対して、女性の活動を支援していく上で女性の会員にとられることなく、どんな女性活動団体にも利用しやすい補助制度としてほしいとの要望がありました。

図書館管理運営経費において、職員の配置と今後の体制について質問があり、本館は嘱託の図書館長のほかに職員2名、日々雇用3名、八幡分館は日々雇用4名、大和、美並、高鷲、明宝の各分室は日々雇用各1名、和良分室は職員が兼務している。昨年は子ども読書活動推進計画を作成したところであり、図書も多く購入した。今後も本館と1分館と5分室体制を維持していきたいとの説明がありました。

関連して、日々雇用職員の給与について質問があり、日々雇用が非常に多いが、厳しい財政状況の中でやむを得ず正規の職員の削減を行っている現状がある。処遇については、改善すべきところは改善に努めたいとの説明がありました。

学校給食費賄経費の不用額について質問があり、予算に対しての不用額が生じており、給食費として実際に負担していただいた金額は2億2,129万9,167円であり、370万円ほど赤字となっている。この赤字は、食中毒等の事故に備えて2週間ほど保管をしておかなければならない保存食費用と滞納分である。また、5日以上休んだ生徒には、返金をしているとの説明がありました。

文化センター施設管理経費において、郡上市総合文化センターの利用時間について質問があり、文化センターの利用時間は条例で午前9時から午後10時までとなっている。利用者には、申請時に準備と片づけの時間を含めての貸し出し利用時間を伝えているが、事前に申し出があれば、委託業者とも相談し、できる限り便宜を図りたいとの説明がありました。

スポーツセンター施設管理経費における指定管理について質問があり、月曜日の休館日は市の設置条例で決まっている。スポーツセンターは1階と2階とも指定管理となっているが、2階のアリーナの使用については、年に2回利用者団体の利用調整会議を開いて決めている。2階を使用しているときの便所の利用については、1階の利用が有料ということで区別する必要があることから、1階の屋外便所を利用している。土日等の大会開催時において、1階の利用登録者に駐車場利用を優先としているスペースは10台程度である。アリーナの音響設備等の管理については確認して指定管理者と打ち合わせをしていきたいとの説明がありました。

災害復旧費。

特に質疑はありませんでした。

公債費。

特に質疑はありませんでした。

予備費。

特に質疑はありませんでした。

公有財産。

鹿倉の市有地の取り扱いについて質問があり、事業者からの申し出により石の保管場所となっているが、販売所として集客はしていない。賃貸借契約の写しを提出するとの説明がありました。

総括質疑。

行革を含めた平成22年度の取り組みの成果について市長に質問があり、温泉の指定管理の課題が残っていたりしているので、すべてが順調だとは思わないが、職員の削減による人件費の削減や公債費適正化計画に沿って起債の限度額も堅持し、単年度実質収支で約6億円の黒字となったことは一定の成果はあると思っているとの説明がありました。

滞納への取り組みについて市長に質問があり、苦しい中で公的義務を果している市民がいる中で、不公平とならないようにしたい。新年度に向けて税の徴収体制を検討していきたいとの説明がありました。

採決。

討論はなく、本委員会は全会一致で原案どおり承認することに決しました。

以上で審査の経過及び結果について報告を終わります。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 村瀬弥治郎。以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 本件につきましては、十分な特別委員会での審議の経緯の中で、ただいま報告がございましたように、全会一致で可決されている案件だというふうに承知をしておりますが、ただいまの委員長のほうから報告がございましたので、確認的なことも含めまして委員長のほうに二、三お尋ねをしたいと思います。

最初に、冒頭発言の中で「障害者」という文言について、報告書では漢字で表示されておりますが、それについて平仮名にという訂正をする文言の発言がございました。何かこの真ん中辺の文言というようなことをちょっと発言をされておりますが、3ページに「働く知的障害者」という文言が2カ所ございます。知的障がい者についてもその障がい者という文言について訂正されたのか。その後ほども障がい者という言葉が同じように何回か出てくるんですが、全体についてそういうふうに訂正を求められたのか、その辺の確認を知的障がい者のみについてなのか。すべての障がい者という文言について訂正を申し入れられたのか、その辺がちょっと定かでないでございませぬので、何となし一部真ん中辺みたいなことをおっしゃったので、何か冒頭のほうの下のほうというようなことを、ちょっと部分的にちょっと理解したの、その辺の訂正があれば確認をさせていただきたい

というふうに思います。

それから、9ページのところで、これも質疑がございました内容でございますが、凍結による油坂のコテージの負担金という項目の説明がありますが、その中で、一応41万1,000円という修正ていいますか、補償費ですね、修繕費の負担があったという説明があったと、こういうふうに文言があるわけでありまして、通常、事業者が当該施設にはありまして、管理運営については事業者のほうでそれなりの運営費をもって補てんをするという、そういう仕組みになっているというふうに思うんですが、この点について凍結防止というものがされた上でそういう修理があったというものについて公費でこれを補てんするという措置がとられたというふうに思うんですが、その辺の確認は特別委員会のほうでは特段になかったように思うんですが、もしその辺の経緯について委員長の判断として何かあればお願いしたいし、その点についての詳細は執行部が確認すべきということであれば執行部のほうに要請をしていただきたい。いわゆる凍結防止装置というものが、備わっておったものが、なおかつ不慮の事故というような形になったのかと、その経緯があれば御説明を賜りたいというふうに思います。

それから、選挙費に関しましては、これは、歳入ではなくて歳出のときに若干の質疑があったというふうに私は判断しておるわけでありまして、その辺の経緯の説明はございませんが、改めまして、参議院選挙、昨年の夏ですが、これを実施されまして、その折に期日前投票の実績、それから、投票に対する証明書発行の経緯について質疑があったわけでありまして、その点についての報告はございませんでしたのが、改めて確認をさせていただきますが、証明書の発行というのは、公職選挙法に基づきまして確たる明記はないわけでありまして、選挙人、いわゆる投票者の申し出によりまして、これを発行しておるという経緯はあるわけでありまして、その内容について、答弁としてはいわゆる総枚数というようなもの、発行枚数というものについては把握をしていないという見解が示されたというふうに私は思っておりますが、一応これは証明書用紙でございますから、一定の書式が当然あります。それに基づいて、投票者が、いわゆる投票人が、その投票所の選挙管理人者に対して発行を要請すれば、氏名を記載して渡すというような手続がされているようですが、その辺については、だれに発行したのか。その投票所で何枚それを発行したということの数値については把握をされていないという状態でありまして、この辺の経緯についていいますか、取り扱いについては、いささか私としてはこれはある面言えば、証明書といえども公の備品でございますか、財産の一部だというふうに思いますが、それが総数、トータル、何枚発行し、所要が何枚あり、また次年度にはどういう予測で執行するかという、大変私はその把握については重要であろうと。個別の件数については、それは定かではございませんが、総数的なものの総発行数が何枚、いわゆる印刷をかけて、それは何枚消費をされて、何枚それがいわゆる残存しておるかというような最終的な物品の把握としては何枚出ていったかわかりませんというような状態では大変あいまい

さが残りますので、その辺を明確にさせていただきたいという要請を含めまして質問をさせていただきたいと思います。

以上、3点よろしく。

○議長（池田喜八郎君） 3点の質問であります、初めに委員長、村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 先ほど障がい者と、こう中にある分につきましては、すべてでございます。訂正でございます。あと2点につきましては、執行部からお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 2点目の御質問でございますが、給湯器の破裂でございますけども、通常の保温処理といいますか、処理はしておりましたけれども、それ以下のことで破裂をしたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 選挙の証明書の関係でございますが、今、議員言われたように、枚数今までの把握してございません。

それで、やはりその辺のことは、今後、これからの選挙においては、証明書を発行した場合においては、枚数の確認のためにも枚数のことを残していきたいなと思っております。

それで、今までの選挙については、その時点では枚数的にはわかってますけど、わからないというのは、やはりそこに記載して、枚数の確認のとれるような資料が残ってないということでございます。それで、今後はそういうことのないように枚数の確認がとれるような形で考えていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 1点だけですが、コテージの41万何がしの金額についてですが、これは、負担金処理ということで負担をしたという、そういう報告になっておりますが、要するに全額負担なのか、いわゆる事業者の負担のうちの何割持ったのかという、その案分なのか、全額負担なのか、確認だけさせてください。

○議長（池田喜八郎君） 野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） これにつきましては、指定管理のルールがございまして、市が負担する分と、それから、指定管理のほうが負担する分ということになっておりまして、20万以下の修繕は指定管理者で行うということになっておりまして、7、3ということで、7、3の割合で負担金でやらせていただいておりますということでございますので、お願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

採決は郡上市議会会議規則によりまして、起立採決を行います。委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。全員でございます。よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開の予定は10時55分といたします。

（午前10時45分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に続き会議を再開をいたします。

（午前10時55分）

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 先ほど委員長報告させていただきましたが、私の認識不足ということで、この文面に関する「障害者」という「がい」という字は漢字の「害」ということで、私の認識不足ということで再度訂正をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） もうちょっと正確にちょっと。

○議長（池田喜八郎君） それじゃ、布田健康福祉部長から答弁をさせます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 済みません。障害の「害」という字はいわゆる害するという字で、印象的に何か害があったと、こういうイメージがあったもんですから、かつてその障害という字の、その「害」という字を平仮名ということがございました。それで、公的な文でありますとか、こういう固有的な文章については「害」で問題ないということですが、ただ、個人的に例えば、私がどなたかにあなた障がいとかっていうときには平仮名で使うというようなことになってはおります。ですから、我々もそれを区別をしながら使わせていただいておりますので、今回ここに出てくる文章の中の「害」という字がいろんなところで出てきておりますが、例えば、身体障害者福祉協議会の「害」もそうでありますけれども、こういうものについては漢字で差し支えないというこ

とでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。それでは訂正をお願いいたします。

◎議案第94号から議案第116号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程9、議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程31、議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定までの23件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号から議案第116号までの23件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23件は、各常任委員会に付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託されました決算認定議案12件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第100号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について。

市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は8億2,148万9,705円、歳出決算額は7億7,400万952円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,748万8,753円となっております。

委員から、ケーブルテレビデジアナ変換装置設置工事における国の補助率及び音声告知システム整備として、一般会計への繰出金3,133万5,000円の根拠について質問があり、ケーブルテレビデジアナ変換装置設置工事の国の補助率は3分の2である。また、音声告知システムのケーブルモデムは、インターネットに使うことから、特別会計で負担することが妥当と判断し、繰出金とした。1台当たりの単価は、設計7,580円で4,650台である。これらの積算に請負率を乗算し、繰出金を求めたとの説明がありました。

委員から、番組については、購入する条件があるのかとの質問があり、コミュニティチャンネルで放送しているNHKの朝のドラマは、放送する回数等によって料金が変わる。また、多チャンネル放送では、視聴数で決められる料金及び一定の基本料金等で構成されとの説明がありました。

委員から、NHK団体一括払いの加入状況及び周知方法について質問があり、平成23年3月末現在で5,924件を取り扱っており、ほとんどの方が加入しているため、今のところ周知はそれほど行

っていない。

NHKB Sデジタル放送について、2015年のデジアナ変換終了後においては、ケーブルテレビでは、多チャンネルのSTBをつけなければ見えないが、個人でパラボラアンテナをつけてNHKB Sデジタルを視聴している方でもケーブルテレビが代行して徴収できるシステムがあるので、周知していく必要がある。

また、電器商組合にも継続し、周知等の協力をお願いしていきたいとの説明がありました。

委員から、NTTのフレッツ光の加入が八幡地域で非常にふえており、郡上ケーブルテレビへの加入促進の努力が必要ではないか。また、大和地域において郡上ケーブルテレビに入らない方の実情について質問があり、郡上ケーブルテレビも最良の通信の環境を整備することによって、民間に負けないようなサービスの提供をしていきたい。

また、平成14年以降に、民間で分譲宅地を造成されたところで、数件加入されていないところがある。郡上ケーブルテレビに加入する場合、加入負担金6万3,000円と引き込み工事費3万1,500円が必要であるが、宅地まで幹線を延ばす必要がある場合においては、さらに伝送路工事費の25万円を超える部分について、お客様負担となることから加入されないことがある。白鳥の越佐山に中継局ができたことにより、自前でアンテナを立てている方も若干いるとの説明がありました。

委員から、市内は郡上ケーブルテレビとINGの二つの事業者で有線テレビジョン事業を行っているため、指定管理、または、民営化などの中長期的な考えについて質問があり、昨年から情報通信に関する懇談会を設置しており、指定管理で一元的な管理運営をイメージしている。また、郡上ネットワークサービス、ING、情報課の3社で実務者レベルの検討会を行っているが、資産の区分、設備の老朽化に対する負担の考え方、消費税など課題も多い。指定管理を目指しながら、民間でできるものは民間に渡し、専門的な知識を持った若い技術者が雇用できる体制をつくり、運営していくことも大切であるという発想の中で研究に着手しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第101号 平成22年度駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について。

総務部長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は518万5,389円、歳出決算額は517万7,441円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに7,948円となっております。

委員から、委託料の内訳について質問があり、除雪が30万7,755円、ゲート機器保守点検料が77万7,000円、管理委託料は愛宕駐車場が40万9,080円、日吉駐車場が25万6,200円であるとの説明がありました。

委員から、雑入の徹夜踊り協力金の配分について質問があり、踊り運営委員会が一括で運営しており、収入からガードマンの費用、グラウンドの修理費用などを差し引き、按分で一般会計と特別

会計に配分しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第102号 平成22年度鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について。

市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額、歳出決算額ともに1,191万7,009円となっております。

特段の質疑はなく、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第103号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

大和振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,442万6,589円、歳出決算額は707万190円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,735万6,399円となっております。

委員から、森林総合研究所からの受託事業の内容についての質問があり、内ヶ谷棚元の間伐96万2,850円と雪のため平成23年度へ繰り越しをした400万9,000円を合わせたものが研究所からの受託事業であるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第107号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は337万4,935円、歳出決算額は43万4,395円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに294万540円となっております。

委員から、山林造成費について、平成22年度の施業がなかったため、過去の実績について質問があり、平成21年度は間伐を事業費約230万円で8.15ヘクタール行っているとの説明がありました。

関連して委員から、通常の造林補助金の事務処理において、造林補助金の正確性をどう確保しているかとの質問があり、間伐が完了した場合は、県、市、施業者が施業地を回り、間伐率をプロットで検査しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第108号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1,756万9,830円、歳出決算額は384万72円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,372万9,758円となっております。

委員から、受託事業収入の393万円に対し、事業費は除伐354万円であり、差額が40万円程度あるが、何に使用したのかとの質問があり、管理会の事務経費や一般管理費等へも充当しているとの説明がありました。

委員から、受託事業収入において、当初予算254万2,000円に対し、収入済み額が393万3,300円に

増額となった理由について質問があり、当初が21.19ヘクタール、254万2,800円で申請をしているが、実績は17.9ヘクタールと面積は減っているが見積もりにおいて単価が高くなったことにより増額になったとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第109号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は250万4,981円、歳出決算額は5万9,140円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに244万5,841円となっております。

委員から、施業の希望があっても森林総合研究所で補助がつけてもらえないが、同研究所では、査定においてどのような判断をされるのかとの質問があり、除伐で申請を行っているが、どのような判断をされたかは不明であるとの回答がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第110号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は2,537万8,392円、歳出決算額は1,667万1,360円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに870万7,032円となっております。

委員から、財産運用収入について、予算額66万8,000円に対し収入済みが13万9,095円と減額している理由について質問があり、土地を借りたいとの申し出があり予算で見込んだが、結果的に貸し付けがなかったことにより減額となったとの説明がありました。

また、委員から、交際費25万3,750円の使途についての質問があり、石徹白財産区では、財産区として小学校の入学式や卒業式などを初め、多くの地域行事に参加していることから、それらに対する支出であるとの説明がありました。

委員から、受託事業収入1,621万8,882円に対し、山林造成費の委託料が1,113万4,500円であるため、差額の使途について質問があり、一般管理費や造林事業の中で職員の賃金等にも充当しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第111号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は4,156万2,189円、歳出決算額は2,180万2,549円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,975万9,640円となっております。

委員から、山林造成費において456万4,000円の予算に対して約68万円しか支出していない理由について質問があり、造林事業及び作業路開設は、森林組合への長期受委託契約により施業しており、

立木売払収入の相殺、国県補助事業の活用等で財産区特別会計からの支出が少なくなった。事業は例年2,000万円程度行っており、平成22年度では作業路開設2路線813メートル、利用間伐3カ所20.5ヘクタール、間伐25.2ヘクタール、枝打ち3ヘクタール、除伐1.3ヘクタール行っているとの説明がありました。

また、施業の作業代等の経費を計上する必要はないかとの質問があり、高鷲財産区は5年間の長期受委託契約を森林組合と締結しており、補助金は森林組合が受け入れ施業を行っているので決算書には計上されないとの説明がありました。

委員から、施業による財産の管理はしっかり整理されているか、財産区でチェックできる体制になっているかとの質問があり、施業の前後において管理会委員により現地確認を行うとともに詳細な立木明細を提出してもらっている。また、管理会に監査が位置づけられており、チェックを受けているとの説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第112号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

美並振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1,011万7,628円、歳出決算額は281万5,026円で、歳出歳入差引額、実質収支額ともに730万2,602円となっております。

委員から、森林組合に委託している事業量はどの程度かとの質問があり、間伐24.76ヘクタールであるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第113号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は4,344万6,310円、歳出決算額は3,677万9,913円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに666万6,397円となっております。

委員から、一般会計へ繰り出して事業実施している里山環境整備事業における伐採の材積はどの程度かとの質問があり、道路沿い及び住宅裏の里山の復旧を目指すことで行っている。伐採し現地にとめ置くところまでを同事業で行い、それ以降は所有者が業者と協議し、収益になれば搬出することとしており、全量の材積までは把握していないとの説明がありました。

また、委員から、同事業について今後も継続されるのかとの質問があり、3年ごとに事業の継続について見直しを行っているとの説明がありました。

委員から、伐採した木がもくもく市場へ出されることはあるかとの質問があり、材として搬出した残りがあれば同市場に出してもらおうとの説明がありました。

委員から、スキー場からの土地貸付収入が財政的な基盤になっており、運用について節度ある対

応を望む旨の要望がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第114号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

和良振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は3,305万3,096円、歳出決算額は1,074万7,410円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,230万5,686円となっております。

特段の質疑はなく、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について御報告をいたしました。訂正をお願いいたします。

議案番号について記載に誤りがありました。6ページの、鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定であります。議案第102号となっておりますけれども、議案第104号に訂正をお願いいたします。

そして次の、平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号となっておりますが、議案第106号の間違いですので御訂正をお願いいたします。

それでは以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

9月9日開催の平成23年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例1件、決算認定関係4件、要望1件について、9月16日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を御報告いたします。決算認定関係。

議案第96号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は12億1,027万4,225円、歳出決算額は11億7,027万1,470円、歳入歳出差引額は4,000万2,755円、繰越明許費繰越額は1,584万3,000円、実質収支額は2,415万9,755円となっております。

審査の中で、委員から、市島・小那比の整備補助金について質問があり、2地区は旧八幡町において組合を設置し、組合事業として実施している。そのときに発生した借入金の元利償還を市が補助金という形で支出している。市島は平成24年度、小那比は平成30年度で償還が終了するとの説明がありました。

また、当初予算書の62施設と決算書の59施設の相違について質問があり、和良統合簡水事業により、鹿倉簡水、東野簡水及び真那洞飲料水供給施設の3施設を和良簡水に統合した。決算書には事

業結果による施設数を表記しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第97号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は27億5,478万8,730円、歳出決算額は27億2,217万5,156円、歳入歳出差引額は3,261万3,574円、繰越明許費繰越額は795万円、実質収支額は2,466万3,574円となっております。

審査の中で、委員から、不用額の電気料の安定という表現について質問があり、電気料は平成22年度の予算積算時の状況により見込み計上しており、22年度は電気料金の値上げを想定する中で予算を組んだが、結果として21年度並みの電気料金で推移した。このことを安定という表現にしたとの説明がありました。

また、個別排水維持管理費の施設管理委託経費が予算に対し約1割安くなっていることについて質問があり、浄化槽の一般家庭の契約方法に「らくらく契約」があり、この契約方法で口座引き落としの場合に5%引きとなる。郡上市においてもこの契約が受けられるよう毎年業者に対しお願いをしており、その結果、平成22年度も有利な契約を締結することができたことによるものが主なものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第102号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について。

建設部長から、宅地開発特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4,231万9,633円、歳出決算額は4,212万9,921円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに18万9,712円となっております。

審査の中で、委員から、分譲宅地に関する問い合わせについて質問があり、平成22年度は市外から1件あり、今年度に契約しているとの説明がありました。また、PRについて質問があり、高山市、荘川、清見方面への新聞折り込み、10月1日、4日、13日に市内企業などの24カ所を訪問し、PR活動をしているとの説明がありました。

購入時の登記費用について質問があり、特別会計の予算の中で執行するとの説明がありました。

委員より、PRの方法で売れなくても新聞折り込みの経費が必要であり、業者委託なども研究してほしいとの意見がありました。また、案内看板の設置、議会も協力した形での企業へのPR、販売数などの目標を決めた上での活動が必要であるとの意見もありました。さらに、チラシの内容を市外用と市内用に区別する工夫と、PRの相手先をアパート暮らしの方々にターゲットを絞る方法がよいとの意見もありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第115号 平成22年度郡上市水道事業会計決算認定について。

環境水道部長及び水道総務課長から、水道事業会計決算について説明を受けました。

収益的収入決算額は税込みで2億9,939万5,138円、収益的支出決算額は2億7,224万5,831円、資本的収入決算額は9,308万3,184円、資本的支出決算額は1億2,019万1,983円となっております。

審査の中で、委員から、無収水量について質問があり、無収水量の中には消火栓水量などがある。無効水量として漏水水量もあるとの説明がありました。

また、八幡と白鳥の給水原価の状況について質問があり、八幡と白鳥では処理方法等に違いがあり、薬品も白鳥のほうが使用している種類が多い。また、白鳥については地形上、ポンプ圧送する施設が多いため、給水原価に差が生じているとの説明がありました。

緊急時の対応について質問があり、断水事故等の対応のため500リットルから1.4トンの給水タンク等を所有している。この給水タンクを給水拠点に搬入して設置するとともに、各家庭に20リットルのポリタンクなどで配布しているとの説明がありました。

無形固定資産に計上されている水利権の8万円の減について質問があり、吉田川の伏流水に係る水利権であり、平成18年3月に再取得した際に80万円を支払っている。この権利が10年間で失効となるため、80万円を10年間で除した金額を減価償却費として計上しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会に審査を付託されました決算認定関係7件について、その経過と結果について報告します。

議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は49億7,954万1,579円、歳出決算額は47億3,218万6,998円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2億4,735万4,581円となっております。

委員から、今後の本特別会計の見通しについて質問があり、平成22年度決算では、その収支において約2億4,700万円の繰越金が生じたが、歳入から基金繰入金等を除いた単年度の実質的な収支では、1億6,500万円を超える赤字となった。また、平成23年度においては、前年度の国庫負担金の精算として、新たに約8,000万円を国庫に返還しなければならないことから、実質的には2億4,000万円を超える赤字である。しかし、年度当初の見込みに比べると、決算歳出の医療給付費の

減少等から繰越金が約1億8,000万円ふえたこと、また、平成23年度の現時点までの医療給付費の拠出は、昨年度に比べ約5%減少していること、さらに、平成23年度8月1日の本算定の結果においては、心配していた基準総所得の減少額が約4億円と微減であったことから、当初見込みよりは改善が見込める状況にあり、これからの医療費の拠出や保険税の収納の状況を見守りながら、今後の国保運営のあり方については、平成24年度以降の財政見通しを含めて、早い時期に国保運営協議会等で協議を行い、慎重に運営を図っていききたいとの説明がありました。

また、国の動きとしては、今日的な厳しい国保事情をかんがみて、2割軽減の対象世帯の拡大や高校生以下世代の均等割の9割軽減など保険税負担の軽減や低所得者の多い保険者への財政支援の拡充などの支援策が検討されており、75歳以上の国保化も含めての新たな公的支援策の具現化に期待していること、また、これらの予定としては、現時点では75歳以上の国保化が平成26年3月、すべての加入者による国保の都道府県広域化が平成30年度をめどとされているとの説明がありました。

委員から、滞納整理の状況について質問があり、総務部税務課の収納係の職員並びに嘱託徴収員4名と連携して徴収を行っており、本特別会計からは特別徴収員の2名分の報酬を支払っている。滞納者は八百数十名を数えており、嘱託徴収員が2名1組にて南部、北部に分かれ、2カ月に1回のローテーションで訪問等を行い、その結果においては、毎月対策会議をもって、ケースごとにどう対応するかを検討を行っているとの説明がありました。

委員から、滞納者の生活状況はさまざまであり、どうしても国保税を納められない方もいるだろうが、約3億3,000万円という収入未済額は余りにも大きく、まじめに納めている方に不公平感が広がらないように、悪質な滞納者に対しては厳正に滞納処分を実施し、生活困窮者の方には生活保護制度による救済も視点において対応し、また、滞納者との接し方においては、同じ職員、徴収員が当たることがより有効であることや嘱託徴収員の意欲が向上するよう処遇改善も検討が必要ではないかとの意見もあり、本委員会としても、この滞納額はいかにも大きいことから、市の各部局を挙げて、なお一層の滞納の解消に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から、国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定の歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4億3,205万6,412円、歳出決算額は4億1,554万6,837円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,650万9,575円となっております。

直営診療施設勘定については、特段の質疑はありませんでした。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第95号 平成22年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は725万2,934円、歳出決算額は725万2,934円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円となっており、この特別会計は平成22年度をもって終了し、平成23年度からは一般会計で処理しているとの説明を受けました。

委員から、医療支給費の高額療養費支給1件について質問があり、平成20年3月までの期間であった高額療養費に該当する診療の未給付分である。また、今後も審査途上にあるものの精算があることが考えられるので、それらは支払基金等からの通知を受けて、その都度一般会計にて対応するとの説明がありました。

委員から、今後も第三者行為等の実態が出てくるのではとの質問があり、既に平成23年度で対応が必要な分は一般会計で予算化しているが、まだ、裁定途上にあるものがあることも考えられるので、それもその都度、一般会計で処理したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第98号 平成22年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は34億2,752万2,328円、歳出決算額は33億9,467万4,669円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,284万7,659円となっております。

委員から、居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費に居宅療養管理とあるが、その内容について質問があり、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭に訪問して、療養上の管理や指導、服薬の管理指導等を行うものであるとの説明がありました。

委員から、居宅介護サービス給付費の不用額が多い理由について質問があり、予算上は前年度の実績を参考に各サービス量を推定し予算を立てている。予算では前年対比106.8%を予測したが、決算では前年対比105.1%であり不用額を生じた。なお、給付費は前年に比べて6,249万2,000円増加しているとの説明がありました。

委員から、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の内容について質問があり、平成20年度末に郡上市が国から約2,390万円を交付金として受け、市が基金として積み立てたものである。21年度の介護報酬の改定で約3%上がったことにより、介護保険料が急激に上がることを軽減するためや、介護保険制度の啓発費用のために、平成21年度、22年度、23年度にわたり介護保険特別会計に繰り入れているとの説明がありました。

委員から、この基金は、陳情第1号にある介護職員処遇改善交付金と関係があるのかとの質問があり、陳情にある介護職員処遇改善交付金は、県が介護サービス事業所の申請により、介護職員の処遇改善のために事業所に交付している。一方、介護従事者処遇改善臨時特例基金は、21年度の介護報酬の引き上げに伴い、被保険者が負担する介護保険料の増加分を補てんするために、国が郡上市に交付したものであるとの説明がありました。

委員から、任意事業費の介護相談員派遣事業の内容について質問があり、市で選択して実施している事業で、事業費約310万円のうち国・県から約180万円の補助がある。内容は、介護給付費の適正化事業や成年後見人事業、特に重要な事業としては、施設利用者の立場に立った施設への指導・支援で、介護相談員が28の各事業所を月1回程度訪問し、利用者との面会や相談、改善すべき事項があれば事業所に指摘しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第99号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国保白鳥病院事務局長及び郡上偕楽園長、郡上市地域医療センター事務長、国保白鳥病院総務課長から、介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を受けました。

歳入決算額は6億9,483万9,400円、歳出決算額は6億8,480万4,104円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,003万5,296円となっております。

委員から、郡上偕楽園の一般職38名の内訳について質問があり、事務職5名、看護職5名、介護職28名であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第103号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について。

教育総務課長から、青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は1,539万4,832円、歳出決算額は732万5,605円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに806万9,227円となっております。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第105号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は5億3,340万559円、歳出決算額は5億2,830万3,063円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに509万7,496円となっております。

委員から、不能欠損額と収入未済額の詳しい状況について質問があり、不能欠損者の内訳は、生活困窮者4名、本人死亡1名、転出され連絡がとれない者3名の計8名である。収入率は99.6%であり、県下でも7番目に高い収納率である。年金から天引きをさせている特別徴収分の収納率は100%、普通徴収においてその滞納額は、平成22年度現年度分が43名、120万8,100円、過年度分では、不能欠損分を除いて、平成21年度分が22名、21万5,000円、平成20年度分が4名、15万3,000円であるとの説明がありました。

委員から、ぎふすこやか健診は、対象者全員が受診しているのか。また、特定健診のように、国から受診目標の65%が達成しない場合のペナルティーはあるのかとの質問があり、対象者は被保険

者全員であり8,784名、うち1,933名が受診していただいた。後期高齢者医療の被保険者の方は、その多くが定期的に医療機関にかかってみえることなどで、どうしても受診率が低くなることが否めない。したがって、国保のようなペナルティーも設けられていない。しかし、郡上市の場合は、広域連合の平均受診率が11%から12%であるのに対して、21%から22%の受診率となっており、健康に対する関心の強さを感じているとの説明がありました。

委員から、後期高齢者医療における郡上市の現状について質問があり、平成22年度の保険給付費の総額は62億6,723万2,229円であり、県下では8番目に高く、1人当たりでは71万3,483円である。また、総人口に対する被保険者の割合は19.92%であり、県下では一番被保険者の構成割合が高い。高齢化に伴う医療費の抛出は将来にわたってふえる傾向にあり、お年寄りが1割、現役世代が4割、公費で5割を負担するという制度の中で、特に現役世代の負担が重く、これが年々大きくなっていくことが懸念されているとの説明がありました。

委員から、今後、保険料の見直しはあるのかとの質問があり、平成23年度で所得割7.39%、均等割3万9,310円という料率設定が終了するため、広域連合においては、これから平成24、25年度の料率設定をどうするかを検討が行われる。これまで郡上市は、県の1人当たりの平均保険料が年額五万数千円であるのに対して、三万数千円であり、医療費の抛出は多いが保険料の抛出は少ないと恵まれてきた。今日の保険料は、制度発足の混乱もあって、基金等を活用する中、据え置かれてきたことから、新たな医療制度がスタートするまでは財源的に厳しいものがあることが想定されとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

郡上市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、郡上市病院事業等会計決算について説明を受けました。

両病院の合計収益的収入決算額は、税込みで39億9,927万7,734円、収益的支出決算額は39億4,074万5,290円で、資本的収入決算額は9,199万6,000円、資本的支出決算額は3億664万674円となっております。

委員から、1人当たりの入院収益と外来収益の診療単価について質問があり、市民病院の入院収益は前年度対比751円増の2万9,292円、外来収益は114円増の9,198円、白鳥病院の入院収益は734円減の2万7,166円、外来収益は97円増の7,463円であるとの説明がありました。

委員から、外来の診療費の中で、検査の占める割合について質問があり、検査は約20%、画像関係が約10%の合計30%であるとの説明がありました。

委員から、特別利益と特別損失の内容について質問があり、診療費はレセプトとして請求することになり、何らかの過誤により、その請求額が減額となる場合がある。それが年度をまたぐと過年

度損益修正損という特別損失になる。特別利益は、それを再請求した段階で過年度損益修正益として計上し、処理したものであるとの説明がありました。

委員から、市民病院外来の未収金が多い理由について質問があり、企業会計は3月末日で締めることになっており、2月分の年代別総合健診の保険外分の請求がおくれたことにより、3月末までに入金されなかったためであるとの説明がありました。

委員から、入院患者の食事に対する食材購入先は入札で行っているのかとの質問があり、市民病院は入札ではないが、市内16社から購入している。白鳥病院は調理業務を株式会社トーカイに委託しており、食材はできるだけ地元のものを使用することとし、購入先は委託契約の中で市内業者を優先し、購入することとしているとの説明がありました。

委員から、両病院の経営がよいとなれば、市内の私立病院の経営は逆に悪くなっていないかとの質問があり、私立病院のため経営の状況は把握していないが、郡上市全体の医療を考えると、公立病院が果たさなければならないことと、開業医の先生方に果たしていただかなければならない部分がある。今後さらに双方の役割を果たせる形で病病連携、病診連携の医療を進めていきたいとの説明がありました。

委員から、監査委員から決算審査意見書の結びの中に、固定比率が両病院とも理想比率の100%を大きく上回っているという報告に対し、どのように理解しているのかとの質問があり、非常に大きな問題としてとらえている。市民病院は平成18年に企業債の借入金にて建てられ、平成21、22年度にそれぞれ約2億2,000万円を減価償却しているが、5年間の据え置き後の平成23年度から新たに元金の償還となる借入れもあるので、平成23年度がピークとなり以降は減少する。しかし、長い年月をかけて償還している間に、医療機器の更新等に伴う投資も必要となるので、自立運営に向けて努力はするが、累積債務がある限り固定比率を100%以内とするのは難しいと考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 各常任委員長より報告をいただきましたが、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時01分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時01分）

○議長（池田喜八郎君） 委員長の報告が終わりましたので、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第94号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 5番です。ことし、23年度に税の引き上げが行われまして、そして繰り入れやら、それから基金の取り崩し等で何とかやっていこうというようなことで始まったわけですが、昨年度の結果を聞きますと、この報告にもありますように、かなり繰越金が1億8,000万円ふえたと。実質的にはここで赤字だというふうに書いてありますけども、実際はこれだけの繰越しがあつて、何か8,000万円ほどののですか、国庫の返還というようなことも書いてありますけれども、多少は何か、そういった点では1億円ぐらいのゆとりはできておるというようなことだというふうに思います。そういう中で、今回引き上げがなされまして非常に困ったという声を聞いておりますので、やはり何らかの対応が必要であるというふうに思います。

決算に関連してちょっとお聞きをしますが、一つは、こういう、なんといいますが、多少はいろんなところで予想と違ったところが出て、こういうような結果が出たということであろうかと思いますが、そのことによって税の引き上げなどをやっぱり考えんならんということになると大きな影響がありますので、やはりどういうように先を見通していくか。そして、例えばこれは基金がだんだん減っていったってゼロになったと、これじゃ困ったというようなことでこういうことが出てきたんですけれども、ここにもありますように今後は国の動きも見ながら、そして、何ですか、基準所得の減少4億円もあつたんだとかいうようなことが出てくるというようなことになると、ああ、そうやったんかというようなことでは済まされんというように私は思いますので、そういった点では今後のことも含めて、やはりきちんとした市としての方針といいますが、立場をはっきりさせておく必要があるんじゃないかというようなことで、ここには今後以降の財政見直しを含めて、運協などでの協議を行って、慎重にということが書いてありますけれども、こういう時期でありますので本当に見守っていかなければならない、そして、国も国保については、今後は広域化というような方針もひとつ出しておりますし、それから後期高齢者の医療についても国保に含めていくというようになってますので、やはりしっかりとそういうものについての体制を整えていかなければならないのではないかというふうに思います。

そういった点での一つのお考えをお聞きしたいし、もう一つですが、医療費の窓口負担ということについて軽減する措置がありまして、前にも御質問したんですね。そしたら、そういう措置あるし、そういうふうにお知らせをするというふうにお聞きしたんですけれども、実際にはこれ浸透し

てなくて、本当に困っておって借金をしたというようなことも聞きますし、これのPRとか、それから、どうしたらもうちょっとこれを生かせるのかなというようなことを思いますので、その辺についてもちっとお聞きしたいと思うんです。何か広報でお知らせをしたというようなことで、ちょうど税率の改正のところの一番最後にちょっとだけ出とるように思うんですが、やはりこういう問題についてもできるだけ本当に困ってる人が利用できるようなPRは必要だというふうに思いますので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 委員長でよろしいですか。こっち。

（「委員長じゃろ、まずは」と呼ぶ者あり）

○5番（野田龍雄君） 一応、委員長。

○議長（池田喜八郎君） 経過と結果は委員長報告ですし、議案としては執行部ですので、どっちか分けて指名してください。

○5番（野田龍雄君） 委員長にお願いするけれども、特に、後のほうはここに議題になってませんので執行部のほうでお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、18番 森藤委員長。

○18番（森藤雅毅君） 18番。今、聞いておりましたが、内容はようわかっておりますけれど、簡潔に明瞭に答弁するっていうことは非常に難しいことでございまして、特に私は話が長くなりますので、執行部のほうでお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） まず、国保の見通しも含めてという前段、第1問目といいますか、その関係であります、議員各位にはことしの2月18日の全員協議会のところで、平成25年度までの国保の見通しについてお話をさせていただきました。この時期はなぜかということは、3月議会の中で、先ほどからお話にありましたように、税のほうの引き上げもお願いをしたいということでデータを示させていただきました。今回2月18日に、皆さん方にこういう見込みであるというデータの中から今回決算が出てきたわけでありまして、決算の中では2月18日と、例えば歳出で比べてみますと、療養給付費が見込みのときは33億300万円ほど見込まれるという予想をしておりました。それは平成22年度の前期の医療費の伸び率から見ていったわけでありまして。実は後期になってこの伸び率がちょっと低くなったものですから、例えば決算でいいますと3億4,000万円ということで、約9,900万円ほど医療費も少なくなったといっても、ある意味では大変ありがたい結果が出てきたということでもあります。

個別にたくさん出しておりますと全部お話をしなければいけませんので、例えば歳出ですとそのような形のものがあったということでもありますし、それから歳入のほうであります、2月18日に国庫支出金が約11億8,000万円ほど見込んでおったわけですけども、こちらのほうも前年度の精算

等々で12億4,600万円ほど決算が出てきました。ですから、歳入のほうでは約6,300万円ほど例えばここではふえたということで、歳入歳出の勘定を言いますと、今の形で約2億4,000万円ほどが繰り越しをされるという結果になりました。

しかしながら、今、野田議員の御指摘もありましたし、報告の中でもありましたように、既に来年度8,000万円ほどは、また精算の関係で国へ返すってもう来ておりますもんですから、2億4,000幾らあるということは出ておりますけども、ことし返さんにやいかんということで、実質なくなっていく分があるということで、ここで述べておるわけでございます。

それからもう一点、大事なことは、この2月28日のときに、もう皆さんに提出した資料の中で、23年、24年、25年の分も含めた一応資料を出させてありました。そこで保険税の緩和分ということで、23年度は1億円ということで見ておりました。24年、25年につきましては、24年度は3億5,000万円、それから25年度は4億4,000万円という数字でもって皆様に説明させていただきました。これはいわゆる保険税の緩和分でありますので、一般会計からこの見通しでいくと24年度はまだ3億5,000万円入れないけませんよということで、この段階では保険税の上げはしておりません。という見込みの中ですので、保険税を上げずに一般会計から繰り出していくという考え方でこの23、24、25のトータルをしますと、一般会計からの繰入金をここでの見通しとしては8億9,000万円、約9億円ぐらいいは見込んだわけでありまして、とりあえず23年度につきましては、1億円、1億円、1億円ということで基金も利用しながらということでの約、平均10%のお願いをしたわけでありまして、結果的に今の決算をやりますと、先ほど言いましたように約1億円ぐらいいがひょっとして繰り越されるというような思いが出てきましたもんですから、来年度もこのままでいきますと、例えば緩和分として一般会計からの繰り入れを相当お願いせにやいかん部分は、そこで助かったというふうに我々は理解をしております、少しでも減るということで。一般会計からの繰り入れのお金も皆さん方の税金でありますので、これら前から言っておりますように、国保の該当者の方は約3割、郡上市の場合ありますので、国保以外の方からも負担を担うというのが一般会計からの繰り入れという形になっておりますので、このような見通しの中でやっておりますが、きょうの新聞でもありましたように、協会けんぽですか、これもかなり保険料上げないけんということで、この一番の原因がやっぱり医療費の高騰であるとか、特に後期高齢者の方の支援分が非常にいろんな保険の組織として持たないかんというようなことが理由で書いてあったわけでありまして、やはり国保の、特に税ということを焦点に絞っていくと、医療費がどんだけでも抑えることによって税も上げずに済むということが出てきますので、今までもお話をしとるように、このことについての健康管理でありますとか予防ということにも、皆さん方にも力を入れて事業を進めたいという願いであります。

それからもう一点の負担金の減免の関係でありますけども、市のほうでは取扱要綱ということで決めて、要綱を作らせていただいております。去年のちょっと古いデータでは、岐阜県の市の中

では取扱要綱をつくっていらっしゃる市については郡上市を含めて7市ぐらいしかないわけですが、多分1年ぐらいたっておりますので、多分よその市のほうもそのことは多分要綱をつくられて実施をされておるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどお話しましたように、広報の中では出させていただきましたし、それから国保対象者の方の本算定のときには、それだけのチラシではありませんけれども、いろいろお願いをするチラシの中にも、全員の方にそのことの規定もあるという取扱要綱の部分も印刷して見ていただくようお願いをしておりますので、我々としては全国保加盟者の方は、紙面の大きさは別問題として、そういうところは見ていただいているということを思っております。

それから、窓口へ来られた方については、必ずそのお話をさせていただいておりますし、要綱の中では、特にケース的には震災でありますとか、風水害でありますとか、火災とかっていうようなそういうことによって財政的に大変苦しくなったっていう人が基本的には対象ということでありまして、それから事業が、特に何らかの形で急に廃止をしならんというようなことが起きたということが対象になっておりますので、そういうこと、状況をお聞きしながらお話をしております。

現在のところ、今のところうちのほうでは、該当者の方は実態的にはないというのは現実でありますし、もう一つ、減免の割合では生活保護基準の、例えば110%以下の方は10割というようなことでこれは決まっておりますので、そんな形でもし御相談があれば窓口のほうではしとるのが実態でありますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 情勢が今後いろいろ動きますので、それを見ていかないかんというようなことだと思いますけれども、少なくとも今年度についてはこういうことですし、これもあと、来年、再来年もその要因がどう動いていくかということはあると思います。ほんで、多少は動くということも考えないかんし、そして同時に税額が上がったことについて滞納もふえたんじゃないかと私は思うんです。これはわかりません、まだ今年はね。そういうことについてもよく見ながら、そしてそういう人たちに何らかの手を打っていく必要があるというふうに思います。例えば、これ赤旗に出ておったんですけれども、広島ではこの制度が非常に広まりまして本当に助かったという声があると。という件数が、人口も違いますし、またいろいろあると思いますけれども、2,424件もあったというようなことを聞いております。郡上では、ゼロということでは、これいかにもちょっとそういうことが徹底してないということで、例えば役場の窓口などにそういうようなお知らせがあったり、そういうことの相談を受けれる場所があつて、大体わかりますから困った人に対しては、それに対するそういう援助を行っていくというようなことはぜひ必要だというふうに思いますので、そういう点での取り組みもぜひやっていただきたいし、それから今後のことは非常に大きいと思い

ます。郡上市議会も国の予算をもっとふやしてほしいという要請をしております。それから、市としても当然そういう願いを持ってみえると思うし、どういう働きかけをしてみえるかわかりませんが、当然そういうことは言ってみるんじゃないかというように思いますので、今後もそうした働きかけもぜひお願いしたいという意味で、それらの点についてのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国保は国の制度でありますので郡上市だけというわけにはいきませんが、例えば、前もお話したかもしれませんが、例えば福祉医療の関係のものは、医療費の関係やこの国保の関係でも福祉医療を交付するときの波及分ということで、その分が減らされたというような実態がありますものですから、これについては県のほうにも要望をさせていただいておりますし、今申し上げましたようにもう一つの、先ほどの決算の中でもありましたように、国の非常に動向とかがってということが今非常に言われております。その中で、特にこれは郡上市だけではなく、国のほうからの支援の割合をふやしていただきたいということも出てきておりますけども、なかなかそれはすぐに現実的に、すぐ上げるというような話までなっておりませんので見通しが非常にわかりにくいところがございますけども、ほかの多分、多分っていいですか、ほかのいわゆる協会けんぽにつきましても同じような流れで国のほうに要望されとるみたいでありますので、市としても引き続き県のほうに財政支援のほうを求めているというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 野田です。今お聞きをしたように、市の努力は認めます。そして、それなりの努力の中で、何とかして税を下げようという努力はされとったということなんですけど、実質的にはまたこういう格好である程度の、本当に必要だったかなって僕らなんか思うんですけども、そういう結果も出ているということで、今後はできるだけ、25年までこれ以上の引き上げはないんやと、今引き上げた形でやっていかれるということになっておりますが、それについても非常に心配をしておりますので、この22年度予算もその基礎になったということで、今言ったような問題点がいっぱい含まれておりますので、これには賛成はできないということで反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番 清水です。賛成の立場で御意見を申し上げたいと思いますが、国保税、これは市民にとってはお医者さんへかかる病気になったときに、お医者さんへかからなきゃならんと。しかも、自己負担でかかるようなことはできないということで国が政策を出してやっておる、市民にとって直結して一番重要な問題であろうというふうに思います。

22年度の決算見ていただいてもわかりますように、相当努力をされた中で数字も出ておりますし、23年度の税を上げることにつきましても、私たちも厳しい中ですが、市当局の理解も踏まえながら決定をしてきた経過がございます。何が何でもこれは、とにかくいずれにしても部長が今言いましたように、国保のこれ以上の保険税を上げることを避けるためには、やはり今、市が一生懸命進めてもらっておる、国民健康保険の場合は特定健診、これの推進と、それから医療費の圧縮といいですか、その辺が大きな課題になってくるかと思いますが、ことし1年かけて、しっかりその辺をやっていただいて、次の年度に反映をしていくという意味では今進めていただいておりますので、よって、私はこの22年度の決算につきましては了とするという形で委員会としても委員長のもと、全会一致で決定をさせていただいております。どうか関係議員、皆様の御了解いただきまして賛成に御賛同いただきたい。そんなことを思います。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは討論を終結し、採決を行います。採決につきましては、郡上市議会会議規則によりまして起立採決を行います。

委員長報告は原案を認定するものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ない方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第95号 平成22年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに

決定いたしました。

議案第96号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第97号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 5番 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) ちょっと質問をします。下水道の特別会計、概要ですか、これは。実績のほうの55ページなんですけど、環境センターの維持管理事業がありまして、その中に幾つかの委託があるんですね。このことについてちょっとお聞きをしたいと思います。

大体いつも大体こんなようなお金で推移しとる、また今回も少しふえたり、中には減ってるところもありますが、こういう委託経費についてはどういように決まっておるのかっていうことと、特に額の多い処理場管理委託経費については中身を簡単に、どういう内容になってるか説明をお願いしたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 詳細につきましては、執行部のほうで御答弁いただけたらと思ってます。

○議長(池田喜八郎君) 木下環境水道部長。

○環境水道部長(木下好弘君) 下水道の維持管理経費、公共下水、それから、特環、農集等幾つか同じような委託経費がございますけども、まず大きなもので、処理場の管理委託経費のほうで大きいものがございますが、これにつきましては公共・特環・農集とも、処理場の運用の業務を委託しておるというものでございまして、グラウンドルールによりまして市内業者に委託をしとるものでございます。

この積算でございますが、積算につきましては国交省の下水処理施設の維持管理費の積算要領というのがございます。これに基づきまして積算をしたものでございます。ということで処理場の数が現況ほとんど変わりますので、ほぼ同じような金額で推移しとるかと思います。

それから、管渠、管路のほうの委託経費につきましても、これもグラウンドルールによりまして

主にマンホールポンプの維持管理を委託をしとるということでございますので、お願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 恐らくグラウンドルールがありまして、これどちらかというと限定的というか、もうそこに限られてるというような形になっておりますので、その額については、この後の特環なんかでも6,000万円とか、ずっと農集でも1億円とか、そういう大きな額になりますので、その額が適正かどうかという事は、今ちょっとはつきりは聞こえなんだんやけども、入札なんかどうか。今の話では金額はある程度基準が決まっとして、それによって行われるという話でしたけれども、そういうやり方どうなんかなということ思うんですけれども、これまでの経緯があつて、こういうように今まで仕事をやってみえた方の仕事を保証するような形になつとるんじゃないかというように思うんですが、それにしてもやはりよりよいやり方をしていかなきゃならんということで、この点についてはちょっとそういう考えがあるかどうか、ほかに何か考えを持ってみえるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 御指摘のとおりでございます。これにつきましてはグラウンドルールということで、今御指摘のありました下水道事業を推進していく中で、急速な下水道化に伴いますことで関係処理業の方々の業務がなくなっていくというような中から、岐阜県におきましては県が仲介に入りまして、平成7年でございますけども、7年に合理化問題に関する基本協定というようなことで県の市長会、それから町村会、それと県の環境整備事業協同組合でございますが、と、及び立会人としまして県が立ち会いをする中でこういう協定が締結され、この中で随契によるということになってございますので、契約の方法につきましてはこの協定どおり随契で実施をしとるというものでございます。

それから、設計につきましては、先ほど申しました国交省の維持管理の業務の積算要領がございまして、これに基づいて設計金額を出し、随契でございますし、なおかつグラウンドルールということがございますものですから、そういう中でお願いをしとるということでございますのでお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） ということは、これまでどおりいくしかないというように考えておることですか。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） この問題につきましては、県内では関係市町村で廃棄物処理事業の対策協議会をつくっております。こうした中で各市町村ということではなくて県も交えながら、今後の方向につきましては当事者であります岐阜県環境整備事業の協同組合と協議をするというような中で進めさせていただくということでございますので、まだ方向的には現状から大きく方針変換をするというような合意には当然なっておりませんけども、なかなか微妙な問題がございますので、そうした中で廃棄物対策協議会というような形を市町村で組織をしながら組合と交渉をやっておるというようなことでございますのでお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第98号 平成22年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この認定者については、ことし微増やということで2,158人が認定されたと。去年は2,127人でわずかなんですけれども、この介護保険が非常に、特に体に問題のある方にとっては非常に支えになっておる、あるいは頼りにしてみえるということやというように思います。しかし、実際には十分にはなかなかできないと。それは、やはり利用料が要りますし、時には施設がいっぱいで入れないとか、いろんなことがありまして十分利用できていない。特に今、私よく聞いておりますには利用料が高いでなと、保険料はずっと払っておるんだけど実際利用しようと思うとなかなか利用できないという人もあるんだということ思っておるんです。そういった点で、今回も、これは国の方針で介護認定者でなく、支援のほうの人数が減らされていくという動きがありました。実際にその分がここでも、どこでしたかな、介護サービスについてはちょっとふえてますけども給付が、予防措置については減っておると、わずかですけども。そのかわり、何ちゅうか、介護支援の新しい事業が一千何百万円かな、少しふえた分が出とるようですので、そういう形にはなっとるけれども、今まで介護認定を受けとるのに認定してもらえなんだという人がふえて、少し

ずつですか。そして、そういう人たちが介護を利用できないということ、大変問題があるというように私思っとるんです。そういった点で市のほうでもそういう実態をつかんでみえると思うので、そういう声に対してどのような対応をしてみえるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 介護認定は、今お話がありましたように要介護の方と要支援の方と大別が二つあるわけですが、必ずしも要支援の方が減つとるというよりは要支援の方が要介護に移っている例もありますので一概にちょっと言えん部分があるんですけど、今、議員がおっしゃいましたように、例えば認定者の数だけでいいますと、もうちょっと古い数字から言いますと、19年度が1,916人でした。20年度になりますと2,032人、21年度は2,072人、22年度は2,127人で、23年度2,158人ということで、全部右肩にふえておるという実態であります。

それで、今のお話の中で一部負担金が高いとか安いとかっていう例えば問題については、サービスの利用料の、サービスの中身によっていろいろ違うものですから、一概にどのサービスのことっていうことはちょっともしおっしゃっていただければ、この例えばサービスは実際には1割負担でありますので、それぞれ、例えば特定入居者の生活介護ですと要支援の方は203円とか、いろいろ利用金額が違いますものですから、なかなかちょっとわかりにくいところがあるんですけども、そのルールの中で1割負担ということでお願いをしとるという実態であります。

それから、今、意図的っていうことは絶対あり得んと思いますけども、介護の認定の調査に当たっては、それは人間がやるわけですので、私と、例えばだれかが見たときに多少違うこともあるかもしれません。そういうことがないように常に研修をしておりますし、それから調査に行かれる場合には私どもの調査員だけでなく事業所の調査員にもお願いする場合があります。ですから、そういう方にも集まっておきまして常にそういう研修をしております、この人やで優位な、例えば判定をしたとか調査をしたということがないようにしております。ですから、たまたまその年度によって、こちらのサービスが、事業費として増減ということはあろうかというふうに思っておりますけども、私は職員を信頼しておりますので、郡上市の職員ではそのような認定の誤差はほとんどないというふうに認識をしておりますし、申請のあったところでの認定をさせていただくというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 実際には今ちょっと数はわからなんですが、支援の方の、それまで支援、最初のころ、もう10年たつんですが、要支援であった人がもう支援も認定されない。恐らく年をとればその人は介護認定されると思いますけども、そういうやつをちょいちょいと聞いておりましたので、そういうことがあるんじゃないかと心配をしとるわけです。そして、制度そのものも支援の数を減らすような方向へ動いたという時期がありましたね。そういうことで、実は僕は予防がもの

すごく大事やというように思うんです。そこで、知っとる人で随分元気になったっていう人がおるもんですから、そういう点での予防をもっと重視してほしいし、それがどうもちょっと十分できずにおるんじゃないかと思って心配をしとるわけなんであります。

これを見ますと、あと基金積み立てが1,200万円ほどですか、今回して、収支のところを見ますと3,200万円ほど繰り越しがされるというように見ると、何かもっと工夫ができるんじゃないか。これは勝手なことはできんもんで、いろいろと決まりに従ってやられたと思うんですけど、そういった点ではもっと改善をしていく余地があるんじゃないかということだと思います。これは、さっきの国保と一緒に、たまたま今年度はこういうことで浮いてきたというものもあるでしょうし、そういった一概に言えませんが、本当に困っている人のことを思うと、こういう積立金をしたり、それから繰り越しをすることについては、何かどうも納得できないという気持ちを持つんです。そういうことで、そういう点を何とか少しでも今後の方向で生かしていただきたいなということだと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 基金でありますけれども、これも介護保険料ということで、皆さん方から介護保険料をいただく、1号保険者の方見えるわけでありまして。毎年会計するというよりも、次回につきましては来年度いろいろ改定時期を迎えるわけでありまして、例えば福祉施設の環境のことですとか、いろんなことを総合して保険料を決めさせていただくというのが介護保険料になるわけですね。郡上市の場合は、3,200円が基準額であったと思いますが、岐阜県下でも非常に低いほうでありますけれども、いわゆるサービスがふえていけば、当然どっかから持ち出さんならんお金が要するとすると、保険料とかで見えていくわけになるわけですね。そうすると、今までに途中で上げるということは、年度の期間中はできませんもんですから、基金を繰り入れてその介護保険料を抑えとるということが実はあるわけですね。そうでないと、毎年毎年足りんのですね。保険料をまた上げるということはできませんもんですから、ですからやっぱりこの基金っていうのはある程度ないと、その臨時的なところで対応できんということがありますもんですから、必ずしもこの基金が、今回も22年度に2億2,200万円ほど取り崩しておりますけれども、これを保険料からいただくんでなしに基金から補てんしとるという考え方でありまして、実際、この数字で見ますと大分基金のほうもなくなってきておりますので、基金の考えとしては、その年度でほかの事業で使うというよりも、むしろそこで補てんをしとるというふうな考え方でありまして、よろしく願いたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今お話をお聞きしたように、一定のルールの中で進められとるもので、このことについては仕方がない面があるというように私思います。けれども、この介護保険そのものが、これ数度にわたる改定をしながら、これ進んでおりますし、また、今後24年ですか、改定へ向かっていくということも考えますと、本当に利用者の方が利用しやすいようにちょっと安くしとくという努力が必要であるというふうに私は思うんです。たまたまこの繰越金などもありますし、基金も1億円ちょっとあるんじゃないですか、今。これもうちょっとあったやつが減ってきてとるというように思いますけども、できるだけ活用しながら、今後いい方向へ進めていただくということを希望しながら、同時にこの制度そのものがやっぱりもっと本当に利用者の立場に立った制度になっていくようなことを要望しながら、そういった点でこのまま、はい、よろしいということとは言えませんということで反対を申し上げますのでよろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 19番 美谷添 生君。

○19番（美谷添 生君） この介護保険の特別会計につきまして賛成の立場で討論をいたしますが、大変関係者の皆さん、御苦労さんでございました。

ただいま野田議員のほうから反対、3,000万円ほどの黒字を上げとるんじゃないかというような話もありましたけども、歳入の中には、基金の繰り入れから約3,000万円が歳入に入って、それを入れて3,000万円ほどということですので、大方チャラの経営がなされとったというようなことも思いますし、このことによって大変皆さんが救われとると。野田議員は大変困った人とおつき合いが多いんか、そのことはわかりませんが、私は、私も、私もと、他方で使えんというようなことばっか言われとるというふうに聞こえますけれども、大変このことで恩恵を受けておる人が大勢あるという点からいいまして、非常にいい決算ができたんじゃないかということも思いまして、賛成といたしたいと思いますので、皆さんの御賛同をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは討論を終結し、採決をいたします。採決につきましては、郡上市議会会議規則の規定によりまして起立採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第98号は原案のとおり認定するものと決定いたしました。

議案第99号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この日々雇用の方が大分あるんですが、この日々雇用の方の賃金ですね、ちょっとここで見ますと、これと決算書とちょっと僕よう合わせれずに、しっかりつかめておらんですが、偕楽園で32名ですか、この方の賃金がこの7,800万円になつとるのか、あるいは55名という全体の賃金になつとるのか、ちょっとわからないんだもんで、ここに書いてあるには偕楽園のやつになってますね。じゃほかの白鳥とか、それから和良などはどうなるんかなっていうことを、ちょっとその説明をお願いします。和良はここへ出とるんですね。しかもこれは事務経費が一緒になっておりますので、ちょっとその辺がわかるようにしていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 済みません。ちょっと見にくかったら申しわけございません。偕楽園のほうの一般管理費の中の臨時職員の賃金につきましては、32名で、金額が6,111万2,865円でございます。トータルの7,700万円というところには事務経費の1,600万円ほどが入っておりますので、賃金的にはそういう形であります。

それから、和良老健のほうは8名分の臨時職員の賃金で1,778万9,430円で、あとは事務経費が469万円ほど入っておりますのでよろしくをお願いします。

（「それだけかや。白鳥はもう関係ないんかや。ああ、そうか、向こうの会計になるんやね。なら、いいです。済みません」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） いいですか。

（「いいです」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第100号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 12番 武藤です。これは市長公室のほうになるのかな、理事者側のほうに質問したいと思いますが、収入のほうで広告放送手数料28万9,000円とあります。これは、僕は最初の当初予算のときはもっと多くこの広告収入を見ておられたような気がします、どれくらいの収入を見込んでみえてこの金額に落ち着いたのか。また、それに対するお考えもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 市長公室長でよろしいですか。

それでは、田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただ今の御質問につきましてですけれども、現状の広告収入の中身につきましては、非営利の1週間の枠の件数が9件ございまして、これイベント等の周知になるわけですけれども、そういうものが9件で4万5,000円、それから商業広告といたしましては全部で2件という状況なんです。こないだ決算委員会につきましても、広告につきましてはもう少し働きかけをさせていただくようにしたいということにしておりますが、22年度の当初予算をちょっと確認をさせてもらいたいと思いますけれども、現状は確かにこういうふうな状況になっておりますので、もう少し広告収入が上がるように努力しなくてはいけないというふうに思っております。ちょっと22年度の当初の広告収入につきまして、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） これ、最初の当初予算のときに、多分私は質問をしたんだと思いますけど、広告収入78万円見込んでみえるということで、それくらいの見込みかなって思いはしとったんですが、今、我家もその郡上ケーブルが見えるようになりまして、INGと郡上ケーブルとの広告放送の内容っていうものが余りにも違い過ぎるっていうことがあります。

それから、これ私事になりますけども、このケーブルテレビに広告を載せようとしたときに、こういった書式で、こういうパソコンで、こういうものをつくっていただかんと載せられませんよという話なんです。こちらが何とか広告をお願いしますって、ある意味でこっちはお客さんになるわけですけども、市のほうから来るには、こういった、例えばPDFなんですけど、PDFでこういった書類をつくってくれたら放送してあげますよという形なんです。ですから、非常にどっちがお

客さんなんやという話になる。もちろんそのINGでも、パワーポイントでつくってとかっている
いろ言われると思いますけれども、もし広告収入をある程度予算化してやられるんならば、もう少し
し内容を考えて広告放送に臨んでいただきたいなという希望もあります。

それと、もう一つ提案なんですけれども、これは御指摘のように、郡上にはINGとその郡上
ケーブルとあるわけなんですけれども、例えば広告を郡上市内で一円でやろうとした場合に、両方に
別々に全く違う形でやらにゃならんのですね。全くこの二つのあれがもちろん公共と民間というこ
ともあると思いますけれども、できましたら、例えば一つの提案としてですけれども、郡上ケーブ
ルに載せた部分もINGでなら、両方やるんなら二つがこう何か1.5倍ぐらいとか、例えばING
で一つ契約をしたんなら、同じものを郡上ケーブルは半分ぐらいで1.5倍ぐらいで、だからそうい
った連携の中で広告放送ができないものかと、そんな思いがします。

例えば、郡上ケーブルに申し込んだら、INGは1.5倍、2倍、こっちも一つ、こっちも一つじ
ゃなしに、トータルとして郡上市の中でこういう広告放送を考えれないものかなという。例えば企
業も郡上全体に広告できるとなると、両方にできるということですね。だからその辺の例えば同じ
システムの中で、それは多分今違うと思うんです。こちらは30秒、こっちは40秒かな、何かちょっ
と違うと思いますし、その掲載する方法も違うと思いますが、何とかその辺でINGと連携してこ
ううまく、その郡上一円に広告が出せるような方法も今後考えるべきじゃないかと。この広告につ
いては、やっぱりこういった連携ということも必要なのかなと思いますので、そういったことが今
後進めていただくようにぜひ努力していただきたいなと思います。提案ですけど。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 済みません。先ほどの22の当初予算につきましては、今御指摘の78万
円ということで組ませていただきました。今の御提案を受けとめさせていただきますが、ちょうど
INGさんとも、今これは郡上のケーブルネットワークと情報課と三者での協議の場を持って、い
わゆる情報格差とか料金格差をできるだけ詰めていきたいという願いでその協議の場を持っており
ますので、ただいまの御提言もその中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 済みません。質問をお願いします。

これは、総務委員会でこれはあつたんですけれども、僕は読んで、ああこんなことやったんかな
と思って誤解をしとったと思うんですが、実は、このコミュニティチャンネルで、NHKの朝のド
ラマは放送する回数によって料金がかかって、こういうような僕は理解しとらんだもんで、こんな

ことがあるのかなと思って、NHKの朝のドラマを放送する回数が何回かあって、その回数によって料金が違うんですか。これをちょっと。そういうように思っていませんでしたので、お聞きします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの購入番組の件でありますけれども、22年度決算認定委員会におきましての御説明では、ただいまここに報告があるように、情報課長から説明をしたというふうに覚えて記憶しております。明細につきましては、NHKエンタープライズという会社から購入しております番組が二つありまして、「あすか」というのが139万9,000円、「ふたりっ子」が66万円とこういうふうなことで、その放送回数というのは情報課長の説明がそのときにありましたので、中身についてはそういうことで受けとめていただきたいと思います。

それから、番組のものはそれぞれによっても細かく言えば、いろいろなアニメの番組等もありますけれども、全部とも価格表がありまして違うわけですが、ただいまの件につきましては、この報告書のとおりというふうにして、明細でもこういうふうにして金額を上げておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） NHKの朝のドラマは、今二つ入っていると言われましたね。それで、それらの二つ入っておって、その回数が1週間に何回かあるのとないの、というそういう意味ですか。それとも二つ入っているんですが、番組は。その一つだけというそんな意味。ちょっと理解ができませんでした。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 済みません。委員会の中でそれぞれ御説明したと思いますけれども、ちょっと私今確認をさせていただきますので、お時間を少しいただきたいと思います。「あすか」という番組と「ふたりっ子」という番組が二つありまして金額が大きく違うわけですが、この点につきまして、情報課長は放送の期間とか回数が違うことによって著作権の使用料等が違って、金額が差が出ておりますという説明をしたというふうにして記憶しておりますけれども、ちょっとこの「あすか」と「ふたりっ子」の回数につきまして、少しちょっと今お時間をいただければというふうにして思いますので。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第101号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第102号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第103号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） これは、予算が1,475万円ということで行われておるんですが、支出は732万5,605円ということで不用額が約半分出ているんですが、去年のときにも予算のときにもお願いをしたんですが、この制度が勉学に希望を持っているんだけど、経済的な理由で出れないと、少

しでも経済的な援助が欲しいということをつくってあるんです。恐らくこの一時金貸付という、こういう不況ですので、50万円というやつも入れて制度を充実させるようにつくったはずなんですね。

ところが、実際は半数ほどしか活用されずに、ここではまた余剰金の積み立てや、あるいは繰り越しということになるようなんですが、なぜこういうことが起きるのか。希望者がいないんなら仕方がないんですし、ないんならまたそういう宣伝も必要になってくる。PRも必要だと思いますけれども、実際にはなかなかできない原因の一つに所得制限があるというふうに私は思います。所得制限があるがために、制限よりも少しぐらい所得が多いと、あなたは所得制限に引っかかってこれが活用できませんというふうに言われているのかなというふうな気がするんです。もうそうであればこういう時期ですし、恐らく決して特に教育費というのは今本当にかかるんですね、そういう時期ですので、少しでもそういう方のためにこれが利用できるようにすべきやというように私は思います。半分以上残して、はい、終わりでは、いかにもおかしいというふうに私は思いますので、その点の扱いはどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） こちらでよろしいですか。

（「委員長さんのほうで」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 委員長……。

（「論議されておればいいんですが、それで質疑がなきゃほんなら執行部のほうへ」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 郡上市の青少年育英奨学資金が活用されていない理由ということで御質問をまず一ついただきました。これにつきましては、全国的な学生支援機構による支援制度があるということでございます。多くは何十万人という35万人ほどですか、そういった方が支援を受けられて見えます。そういった支援制度につきましては、例えば高校なんかにおきましても、この制度はどういった制度があるかということについては、生徒たちにも何といたしますか、周知されてございますし、その中には郡上市のこういった制度につきましても、周知をさせていただいているところでございます。

支援の内容につきましては、どちらかといいますと、その学生支援機構の内容が郡上の支援内容よりは、幅広くいろんな活用の仕方ができるという内容にもなっております。郡上市におきましては、そういった支援制度から漏れられた方、そういった人をできれば救っていきたいという一つでございます。その学生支援機構と対抗して、その支援者を多くするとかそういう考え方じゃなくて、学生支援機構を大いに利用させていただいて、それでもその所得制限とか学力の制限がございますので、そういったところでもし漏れた生徒さんが見えになった場合に、うちの制度を利用していただいて救っていったらなというふうに思います。

こういった制度を活用していただく制限といいますか、所得制限、あるいは学力のそういった基準につきましては、確かに学生支援機構より今までの所得制限というのは、厳しくございました。生活保護制度の所得基準の1.5倍という、これは原則的な基準として設けてございましたが、いろんなこの学生支援機構の所得制限、あるいは学校におきます就学支援等々のそういった所得基準と比較をさせていただきながら、これはあくまでも貸付の制度であると、返していただくものであるということから、実は23年度からそういった所得の制限基準を緩く緩和をさせていただきまして、広く使っていただくように求めていると。実際は、1.5としておりましたのを2.0というところ、今落ち着きをさせていただいて活用をさせていただいているというところでございます。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 大変いいことやと思いますよ、少しでも利用できる人がふえるということは。そして、いわゆる全国組織のそういうものと張り合っていくということではなしに、やっぱりそれにも救ってもらえん人は、少しでもそういう形で支援していくということは物すごく大事ですので、ぜひそうやっていただきたいと思います。その場合に1.5というのは、今まではそうやってきとって、今度は2.0ということはかなりいいのかなと思いますが、実際には、この例えば募集の説明があるのは4月初めごろやろうと思いますけれども、学校はいつでもそういう説明はできるわけですから、2.0というような所得基準についても、高校のほうへは恐らくそういう説明をして、父母の方にそういう連絡が行っているのかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） この22年の決算の折につきましては、まだ改正しておりませんのであれですが、今回の23年の一時金から適用をさせていただいておるということでございます。

この2.0と申しますと、まず大方の郡上市内の給与所得者の方で申しますと、ほとんどの方がこの範囲内に入るのではないかというふうに思っております。特別な方は別としまして、大方の方がその基準内に入っていくだろうというふうに思っております。それから、学力につきましても、これは学校長の推薦ということで受け付けてございます。

そういったことで、この2.0を前に出してというよりも、今までこの所得制限で、それにかかって受けられなかった方というのはございませんものですから、このことは当然言っただけでございますが、状況としましては、大方の方がこの制度を御利用をいただけるというふうに認識をしております。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑も終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論はなしと認め、採決をたいします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第104号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第105号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

それでは、ここから財産区が続きますので、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分を予定いたします。

（午後 2時09分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（池田喜八郎君） 議案第106号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第107号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第108号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第109号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり認定をするこ
とに決定いたしました。

議案第110号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり認定をするこ
とに決定いたしました。

議案第111号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり認定をするこ
とに決定いたしました。

議案第112号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり認定すること
に決定いたしました。

議案第113号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第114号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第115号 平成22年度郡上市水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第116号 平成22年度郡上市病院事業等会計決算認定について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第123号から議案第125号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程32、議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）から、日程34、議案第125号 権利の放棄についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号から議案第125号までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3件は、所管の総務常任委員会に付託してあります。委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

総務常任委員長より、順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託されましたその他の議案3件について、審査の経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）、総務部長より、自治会名義では登記ができないために市名義となっている土地について、下荻安自治会の地縁団体認可に伴い、当該自治会に移すものであるとの説明がありました。

委員から、現在の利用状況について質問があり、自治会の倉庫が設置されているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第124号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）。

総務部長より、自治会名義では登記ができないために、市名義となっている土地について、下田自治会の地縁団体認可に伴い、当該自治会に移すものであるとの説明がありました。

委員から、譲渡する山林の今後の利用について質問があり、これまでもしっかり管理されており、自治会経営として森林整備等を進めていくものと思われるとの説明がありました。

また、委員から、このようなケースはどのくらいあるのかとの質問があり、美並でもまだ多く存在することから、今後も地縁団体の認可により戻していく必要があるとの回答がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第125号 権利の放棄について。

総務部長より、慈恵中央病院が特定医療法人へ移行するに当たり、郡上市以外の出資者6名すべてが慈恵中央病院への払い戻し請求権を放棄したことにより、市としても医業の安定的な継続が必要との考えから、150万円の出資金に対する払い戻し請求権を放棄するとの説明がありました。

委員から、これまでの経緯について質問があり、平成4年に当時の美並村へ個人から出資金の寄附申し出があり、これを受領して現在に至っているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第123号 財産の無償譲渡について（美並町白山地内）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 財産の無償譲渡について（美並町上田地内）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 権利の放棄についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号から要望第2号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程35、陳情第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情から、日程37、要望2号 免税軽油制度の継続を求める要望についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号から要望第2号までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました3件は、所管の各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より報告をいただき、質疑、討論、採決を行います。

それでは、各委員長より、順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託されました陳情第2号について、審査の経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書について。

税務課長から所得税法第56条は、事業主が生計を一とする親族に給与、家賃等を支払っても原則必要経費として認められていない。これは人為的な所得分散を防ぐために規定されたものである。この例外規定が所得税法第57条で、労働報酬のみに関しては、青色申告者は専従者給与として、白色申告者は一定額の専従者控除として必要経費算入を認めているとの説明を受けました。

委員から、青色申告制度もあるので、判断は慎重になるべきであるとの意見がありました。

青色申告ができない人もいるため、そういう人のために本陳情書は、採用すべきであるとの意見がありました。

税金の問題であり内容的に難しいので、拙速な結論は出さないほうがよいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で継続審査にすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

9月9日開催の平成23年第6回郡上市議会定例会において、審査を付託されました要望1件について、9月16日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については、主な内容を報告させていただきます。

要望関係、要望第2号 免税軽油制度の継続を求める要望について。

議会事務局に美濃地区索道協会からの要望書を朗読させ、全国他市町村の関係意見書の提出状況の説明を受けました。

委員から、本要望によるスキー産業だけでなく、この制度に関係する郡上市全体の農業・林業関係についても意見書に含めて提出してほしいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で要望第2号を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長、武藤忠樹。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 文教民生常任委員会に審査を付託されました陳情関係1件について、その経過と結果について報告をします。

陳情第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情。

議会事務局に岐阜県医療・福祉労働組合連合会からの陳情書を朗読させ、近隣市町村の関係意見書の提出状況の説明を受けました。

委員から、介護保険特別会計の介護従事者処遇改善臨時特例基金との違いについて質問があり、介護保険特別会計の基金は、平成21年度の介護保険報酬改定に伴い介護保険料に影響する分を国が市町村に交付金として補てんすることにより、介護保険料の上昇を抑制するものである。陳情による介護職員処遇改善交付金は、介護保険サービス事業所が介護職員の給料等の処遇改善をする場合に、県の基金から国保連合会を介して交付されるもので、介護報酬に一定率を乗じて交付金として上乗せし、直接事業所に支払われる制度であるとの説明がありました。

委員から、郡上市における、この制度を活用した処遇改善の実態について質問があり、今年6月の調査では、市内14事業所中、11事業所が交付金を受けている。給与改定した平均給与等は、アンケート結果によると、1事業所が1万5,000円以上、9事業所が1万円から1万5,000円、1事業所が5,000円から1万円であるとの説明がありました。

委員から、交付金を申請しない理由について質問があり、この制度は3年間で交付金が終了する時限立法であり、終了後の運営を考え、給与ではなく一時金として支払った事業所もあるとの説明がありました。

委員から、国や県の動向、最新の労働実態などを調査研究した後に結論を出すべきであり、継続審査としてはどうかとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で継続審査することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成23年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 陳情第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情の質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この陳情は、理由のところに幾つか書いてありますが、全くそのとおりだというふうに私は思いました。本当に介護の人材を確保することが大事であると、それからこの賃金水準が非常に低いというふうなこと。仕事の内容も非常に専門性が必要なのに、非常に労働密度といますか、労働は厳しいものがあると。いろいろあるんですが、そういうところ。したがって、ここにずっとこの2年半ということが書いてありますが、介護職員の処遇改善交付金制度、これがことし切れようとしているときに、何とかこれを延長してほしいという至極最もな内容になっています。

同時に、同じ介護施設で働く看護師やケアマネージャー、生活相談員なども同時に処遇改善されるようにという要望でございますが、介護を充実させるということで、非常に大事な要望であるというふうに思いますが、文教民生常任委員会では、これを見ますと、そういう類がちょっと書いてありません。主要なものだけでするので省いてあるのかもしれませんが、そして、国や県の動向を見てもうちょっと研究しようというふうになっていますが、私は非常にこれは緊急の要望であるので、ぜひ取り上げて、こういう要望を国に出す、そのことが介護や福祉を充実させる大事な動きの一つになってくるというふうに思いますので、ぜひ皆さんの御賛同を得て、これを採択していただきたいというふうに思います。

失礼いたしました。そのことについて、そういう話のほとんどなかったということについて、この文教民生常任委員会でなかったのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。失礼いたしました。

○議長（池田喜八郎君） 委員長、よろしいですか。

それでは、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） ただいまの質問ですが、そういう話もちろんありましたし、また介護保険料の値上がりにつながってもいいやろうかという心配の話もありました。いろいろと検討しましたが、もうちょっとよう勉強して、もうちょっとじっくり熟慮をさせていただきたいと、こういう思いで継続審査としたような次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 先ほどは先走って申しわけありませんでした。ついそういう気持ちが強かったものですから、言ってしまいましたが、今のお聞きしますと、一つはそういうことはわかるんだけど、これが介護保険料の値上がりにつながるんじゃないかというような御心配のようですが、実際にはこの基金というものは、そういうことにならないように、基金を置いて県へ申請すればそれが事業所のほうへそれが行って、それが処遇改善になるということで、今こういう時期に非常に必要であったと、市の調査でも8割方の事業所では、少しずつですが処遇改善をしているということであります。

そういった点で、値上りを心配するよりも保険料をね、それはまた別の制度の問題でありますので、ぜひこういったことを実現して、国民の声を中央へそういうふう反映させて、少しでも福祉が全員するように、ぜひ皆さん方の御賛同を得て採択をしていただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 賛成の討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決をいたします。今討論がありましたので、郡上市議会会議規則に従いまして、起立採決を行います。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長報告のとおり、閉会中の継続審査に御賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。賛成多数であります。よって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第2号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「議長、討論」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしで、討論を省略して入りましたが……。

(「失礼します。ならお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を簡略にしてください。

○5番（野田龍雄君） これは、業者の夫人の方ですね、家族の方の所得が認められないということで、世帯主の控除はされるんですけれども、この控除も配偶者やと86万までですかね、それから子

どもさんやと50万までということで、この控除によって例えば住宅ローンなんかを借りようと思うと借りれないとか、一般のそういう社会的な、あるいは経済的な自立ができていないという声をたくさん聞いております。

論議の中で青色申告をすればいいのではないかというお話もありましたが、これは青色申告のできない方も現実にある中で、同じ家族労働として働いているのに、その労働が認められないというようなことで、差別があるのではないかというようなこと、あるいは国連でもこれは女性差別撤廃委員会などがこれは問題であるというように指摘をしておりますし、各欧米諸国、主要諸国でもほとんどが必要経費として認めております。

それから、国会でも経済産業大臣とか金融財務大臣が廃止に向けて研究をしていると、検討するという答弁をしております。この声が出てからは随分久しいんですが、今全国で337自治体が、きのうの新聞やったと思いますが、これを採択しております。ぜひ郡上市もそういった弱い立場の方を少しでも支援すると意味で、この陳情書を提出するようよろしくお願いしたいと思います。ここでは、委員会は継続審議ですけれども、ぜひともこの内容を考えますと、緊急性もあるし大事な問題なので、賛同していただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 継続審査に賛成の討論の中はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決をいたします。今討論がありましたので、郡上市議会会議規則によりまして、起立採決を行います。

委員長の報告は、閉会中の継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査とする方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

要望第2号 免税軽油制度の継続を求める要望書についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、要望第2号は採択することに決定いたしました。

◎議発第12号について（採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程38、議発第12号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第122条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議発第13号について（委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） 日程39、議発第13号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付してありますとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議報告第7号について

○議長（池田喜八郎君） 日程第40、議報告第7号 中間報告について（行財政改革特別委員会、過疎・辺地総合対策特別委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会の視察研修報告）を議題といたします。

議会閉会中に開催されました行財政改革特別委員会、過疎・辺地総合対策特別委員会、産業建設常任委員会、文教民生常任委員会の各委員会の視察研修結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しいただきたいと思います。

ここで日程の追加をしたいと思います。

日程41、議案第128号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）と、日程42、議発第14号 免税軽油制度の継続を求める意見書についての2件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。日程に追加をいたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第128号（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程41、議案第128号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 議案第128号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成23年10月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 契約の目的、消防小型動力ポンプ積載車の購入。
2. 契約の方法、指名競争入札による。
3. 契約金額、2,325万9,600円。
4. 契約の相手方、岐阜市金園町8丁目11番地、岐阜ヤナセ株式会社 代表取締役 近藤登志満。
5. 納入場所、郡上市美並町三戸309番地外。
6. 物品の内容、消防小型動力ポンプ積載車4台。

裏の資料を見ていただきたいと思います。

まず、物品においては、消防小型動力ポンプ積載車でございます。

2の納入場所でございますが、郡上市美並町三戸309番地の美並方面隊1－1の深戸地区でございます。また、美並町山田1529番地17の美並方面隊3－2（くじ本）でございます。それと、郡上市明宝寒水1233番地、明宝方面隊1－2（寒水）と明宝小川775番地1、明宝方面隊3－2（小川）でございます。

納入期限におきましては、平成24年7月31日ということでございます。

それで、6番の物品内容につきましては、購入台数4台ということで、車両仕様においては、消防小型動力ポンプ積載車ということでございます。また、平成23年式のダブルキャブの4WDと。排気量において2,500cc以上ということで寒冷地仕様でございます。

また、最大積載量1,000キログラム以上ということで、最小回転半径4.5メートル以内と、パワーステアリング装着付きの純正エアコンつきということで、環境仕様においては、平成17年の新長期の低排水ガス規制対応車ということでございます。

それで、その裏面でございますが、入札結果ということで落札の90.79%という形でございます。

これは、今議会の当初の補正予算のときに繰越明許で東日本大震災の関係において、今年度中に納入できないということでお願いして、議決していただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） わからんですが、納入期間が来年の7月やもんで随分先やけど、何か事情があるのかということと、それからこの4台を換える場合に、一応走行距離とか何かあるんじゃないかと思うんで、これを一回確認しておきたいと思いますし、この下のほうの仕様がありますけれども、これはこの前に入れたものと同じなのか、また新しいところがあるのか、ちょっとその辺だけ聞きたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 今回、年度をまたげるということで繰り越しをお願いしました。東日本大震災の関係で、9月まで特殊車両においては生産をしていなかったということでございます。その中でやはりこういう緊急車両でございますので、市の中で間に合うものについては、来年の車検のものについては、発注して間に合わせていきたいということでございます。

また、今、期限においては、19年ということで更新を行ってございます。それと、今の排気ガス関係でございますが、この17年の低排出ガス規制対応車ということでございますが、これにおいては、新長期規制ということで2005年につくられたもので、段階的に実施されている排気ガスの規制でございます。それ以降につくられたものにおいては、同じような仕様で行っているということでございます。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 質問じゃございませんけれども、細かいことで確認ですが、この納入場所の美並町山田の美並方面隊3-2といわれると、3分団なので、くじ本じゃないんですが、くじ本なら1-2かなと思いますが、どちらが正解でしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 済みません。確認しまして、御報告します。

○議長（池田喜八郎君） 確認は後からでよろしいですか。

○9番（古川文雄君） 結構です。はい。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第128号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第14号（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程42、議発第14号 免税軽油制度の継続を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第14号

免税軽油制度の継続を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成23年10月5日提出

提出者 郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

賛成者 郡上市議会議員 田 中 康 久

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議長 池田喜八郎様

免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

これまで郡上市の農林業経営をはじめ、スキー産業の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税するという制度で、農業用機械や高性能林業機械、スキー場グレンデ整備用圧雪車や

降雪機、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請をすれば免税が認められてきた。

この免税軽油制度が廃止されれば、今でさえ困難な農業、林業、スキー場経営に大きな負担となることは避けられず、本市の農林業、観光産業など経済全般に大きく影響することが危惧される。特にスキー場は農閑期の雇用を支える場所でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところである。この制度は、地域活性化と雇用促進、スポーツの振興の観点からも有効であることから、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、農林業や観光など幅広い産業への影響をかんがみ、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月5日提出

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、提案者の説明を求めます。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 免税軽油制度の継続を求める意見書ではありますが、ここに今朗読をいただいたとおりでありまして、郡上市におきまして、農業、林業、またはスキー産業におきましての軽油の免税といったものは、今まで郡上市に大きな貢献をしてまいりました。この制度が廃止されますことによって、特に最近機械化が進んでおります農業、林業、またはスキーのリフト等への影響が非常に大きいものが考えられます。

こういった今までの免税軽油の制度をぜひとも継続いただきまして、郡上市の産業の振興に廃止することによる影響をなくすためにも、継続を求めるものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議発第14号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、先ほど古川議員の質問ですが。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 済みません。「3－2」と言いましたが、「1－2」のくじ本でございます。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「はい、了解です」と9番議員の声あり）

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

9月9日開会以来、本日10月5日まで、議員各位におかれましては、終始御熱心に御審議をちょうだいをいたしまして、まことにありがとうございました。提出をいたしました条例、補正予算、あるいは決算等々につきましては、それぞれ慎重に御審議をいただき、御議決をいただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

審議の過程におきまして、いろいろちょうだいをいたしました御意見や御提案につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいというふうに思っております。

台風15号が去って以来、急速に秋めいてまいりまして、朝晩もはや大変寒いような状態でございます。議員各位におかれましては、御健康に御留意の上、御活躍をくださいますよう祈念を申し上げます。お礼の言葉とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成23年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月9日から本日までの27日間にわたり、24会計の決算認定をはじめ、条例改正など、当面する市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力の賜物と深く感謝を申し上げますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、監査委員の両名には決算審査から決算認定となる本定例会までの長期にわたり、まことに御苦勞さまでございました。心より厚く御礼を申し上げます。

市長をはじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、その御勞苦に対しましても厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑、意見、要望につきましては、今後の市政の執行に対しまして十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、今定例会での議員各位及び理事者をはじめ、執行機関の皆様の御協力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますますの御活躍を御祈念を申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第6回郡上市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後 3時14分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人